

平成23年 7 月27日

第31回指定都市市長会議

午後3時2分開会

事務局長 大変お待たせをいたしました。定刻となりましたので、ただいまから指定都市市長会議を開催させていただきます。

本日は、各市長におかれましては大変ご多忙のところ、会議にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、平素より指定都市市長会の活動並びに事務局の運営につきましてご指導を賜り、心からお礼を申し上げます。

申しおくれましたけれども、当面進行させていただきます指定都市市長会事務局長の広瀬でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、会議の開会に当たりまして、会長でございます神戸市の矢田市長からごあいさつをいただきます。

神戸市長 きょうは早朝からさまざまな会議、また部会等に参加をしていただきまして、実りのある部会を開いていただいたということで、まず御礼を申し上げたいと思います。

この3月11日に発生をいたしました東日本大震災において、甚大な被害を受けられました仙台市さん、そして千葉市さん、その関係できょうお集まりの多くの都市から現地に向けて足を運んでいただきました皆さんに、改めて本当にご苦労さんというふうに申し上げたいと思います。また、一日も早く復旧、復興が進んでいきますことを願っております。

きょう、この指定都市市長会の会議に新しく入られました静岡市の田辺市長、そして広島市の松井市長、このご両人におかれましては、新たに就任されたところでございます。後ほどごあいさつをちょうだいしたいというふうに思っておりますが、まず指定都市市長会を代表しまして、お祝いのごあいさつを申し上げたいと思います。本当におめでとうございます。きょうの部会でもいろいろご意見をちょうだいしておりますが、ぜひこの会で積極的な発言をしていただければというふうに思っております。

現在、政府におきましては、この出先機関改革、あるいは義務づけ、枠づけの撤廃といったふうな議論が行われておるところでございますけれども、やはりこの改革というものに関してのスピード感というものが少し欠けておるのではないかというふうに感じておりますし、また、私たちが常に申し上げております国と地方の役割分担の抜本的見直しというふうな点について、さらに、またこの役割分担に基づく税源移譲の関係につきましてもなかなか進んでこないという状況であるというふうに認識をしております。

一方で、この東日本大震災の中で今盛んに言われておりますけれども、やはり東京一極集中の弊害というものがあるのではないかという議論も出てきてございますし、また、そういう点で各自治体そのものの役割についても、いろんな意見も出てきておるわけでございます。きょうの地域主権の関係の部会においても、そういった議論がなされたとお聞きしてございますけれども、皆さんのご意見というものをいち早くまとめて、国に対して申し上げるといことが大事ではないかというふうに思っております。

後ほど各部会の部会長さんからご意見をいただきますけれども、きょうはそのほかにさまざまな議題がございます。さらに皆さん方から活発な議論をしていただきまして、実りのある政策提言を国に向けて発信をしていきたいと考えてございますので、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

最後になりますが、第31回の指定都市市長会議でございますが、きょうは残り時間がございませんけれども、ぜひこの中で実りのある議論を交わしていただきますようお願いいたします。冒頭のごあいさつにいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。
(拍手)

事務局長 ありがとうございます。

それでは、ここで奥山仙台市長よりごあいさつがございます。よろしくお願いいたします。

仙台市長 仙台市長の奥山でございます。このたびの3月11日発災の東日本大震災におきましては、本当にこの政令指定都市のお仲間の皆さんから、発災直後から物心両面にわたる多大なご支援をいただきましたことに、改めて感謝を申し上げたいというふうに思っております。

きょうまでの間で延べ2000名以上の皆様方の職員の方々に、仙台の復旧についてご支援をいただいております。また、現に今も罹災証明以下たくさんの諸手続、また土木関係、教員の皆様、また保健師の方々と、長期派遣の形で年度末までご派遣をいただいているというようなご厚意にも甘えさせていただいております。そしてまた、各市の市民の皆様からも大変心温まる、子供たちの絵でありますとか、メッセージでありますとか、ビデオレターでありますとか、そういったご支援もいただいております。仙台市民は、この20年間、政令市のお仲間に入れていただいております。ちょうど20年ぐらいにな

るんですが、本当に温かいお気持ちに感謝をしているところでございます。

おかげさまをもちまして、仙台のほうで、この7月末をもって避難所というものがすべてクローズされまして、それぞれの方々が一応応急仮設のような形で住まいの場を確保されるというところまでこぎつけたところでございます。これもひとえに皆様のご支援のたまものとあわせて感謝を申し上げたいと考えてございます。

また、これからも長い復旧の道となりますので、さまざまな形で、職員の派遣の継続でありますとか、いろいろお願いを申し上げることも多いだろうと思います。皆様のご支援に一日でも早く報いること、そして仙台の市民が元気になっていく姿をごらんいただくことが、皆様にとっても、職員を派遣していただいたことへの恩返しにつながるものと考えまして、私以下職員一同、さらに奮励努力をしてまいりたいと考えております。

きょうはこのような会議の冒頭にお礼を申し上げさせていただく機会を得ましたことに心から感謝を申し上げ、そしてまた、矢田会長の神戸の震災を踏まえました適切なリーダーシップと私どもへのご支援にも心から感謝を申し上げて、一言御礼を述べさせていただきました。本当にありがとうございました。(拍手)

事務局長 ありがとうございました。

続きまして、このたび新たに市長となられました静岡市の田辺市長様並びに広島市の松井市長様からごあいさつをいただきたいと思えます。

初めに、田辺市長、よろしく願いいたします。

静岡市長 田辺信宏と申します。先ほど会長から過分なご紹介をいただきました。政令市になりまして2代目の市長となります。就任して100日余りがたちますが、きょうの市長会議を大変楽しみにしておりました。

政令市になってみると、その力の強さと、また課題というものが見えてまいります。そういう中でどうやって地域主権社会を日本でつくっていくかというふうに逡巡をしているとき、きょう午前中に部会の議論に早速参加をさせていただきましたが、その自由闊達な議論の応酬に大変意を強くし、そして期待に胸を膨らませているところであります。これからは、このチームの中の一員となり、女性の先輩も2人いらっしゃるそうです。なでしこジャパンに負けないようなハングリー精神を持って粘り強く、国の壁というものは厚いですが、チーム政令市の一員として、私自身ルーキーらしい働きをしていきたいと思いま

すので、以後、ご指導をよろしくお願い申し上げ、一言あいさつとさせていただきます。
よろしく願いいたします。(拍手)

事務局長 ありがとうございます。

次に、松井市長、よろしく願いいたします。

広島市長 ご紹介いただきました広島市長、松井一實でございます。市長業を始めましておおむね4カ月ということではありますが、それまでは国家公務員ということで仕事をさせていただいております。

私自身は、このメンバーに加えていただきまして、日本の国のありようがこれから間違いなく、地方分権といいますが、そういう方向に向かっているんなものが着実に動いているというふうに体感しておりまして、その地方分権に向けての一翼を担わしていただければというふうに思っております。

江戸から明治に変わって140年ですか、広島は戦後66年ということで、また8月6日に平和のための祭典という記念行事があるんですけども、私自身はもうこの日本というのが、戦後の66年間で、いわば明治期からの緩やかな成長を経て、成熟国家になっているというふうに見ていいんじゃないかと思っています。そういう意味では、基盤整備もおおむね行き渡っていますし、いろんな社会保障制度も基礎はできております。問題はこれからの少子高齢化という人口構成が大きく変わる中で、やっぱり地域ごとのダイバーシティ、多様性を受容できるようなシステムにどう変えていくかということが今非常に大きな問題になっている中で、今までどおり中央で考えるビジョン、それ一本でやるのはもう限界。基本はいただきながらも、地域ごとの特性を生かしたシステムをどう構築するかということが、今急がなければならない課題かと思っております。そういう意味では、ここにおられる政令市の皆様方と力を合わせて、これからの50年、100年の日本をどうするかという気持ちで制度を組みかえ、それから、本当に津々浦々まで制度が行き渡るようにしていくということをとともにやらせていただきたいと思っておりますので、これからどうかご指導、ご鞭撻をよろしく願いいたします。

以上です。(拍手)

事務局長 ありがとうございます。

本日は、全国市長会及び中核市市長会様から関係者の皆様にもお越しいただいておりますので、ご紹介を申し上げます。

また、ここで報道の方にお願いをいたします。これ以降につきましては、記者席のほうからの取材ということでよろしくお願いいいたします。

それでは、早速会議に入りたいと存じますが、規約によりまして、議長は会長が行うこととなっております。矢田会長、よろしくお願いいいたします。

神戸市長 それでは、会議の議長を務めさせていただきます。

まず地域主権推進部会からの提案、報告事項についてでございますが、これについては3点ございますが、地域主権推進部会部会長の阿部川崎市長より、一括してご説明をお願いいたします。

川崎市長 川崎市長の阿部でございます。それでは、地域主権推進部会の審議内容についてご報告いたします。

会長からお話がありましたように、議題は3点ございまして、1点目が、国庫補助負担金の改革、いわゆる地域自主戦略交付金について、2点目が、国の出先機関改革について、それから3点目が、地域主権型社会にふさわしい地方自治法制の確立に向けた検討についてでございます。それぞれお手元に資料がございますので、資料に沿ってご説明いたします。

まず最初に、国庫補助負担金の改革として、今年度から都道府県分について実施されております地域自主戦略交付金についてでございます。資料1 - 1の3ページをお願いいたします。

地域自主戦略交付金につきましては、これまで指定都市市長会といたしましても、何度か国に対して要請を行ってきたところでございます。今回の部会では、これまでの要請項目について、今年度の都道府県分がどのような状況にあるのかを整理し、現状の問題点等を洗い出した上で、来年度からの市町村分の実施に向けて、国へ要請すべき事項などについてまとめ、議論を行いました。

資料の3ページですが、昨年12月6日に発出しました指定都市市長会の意見でございます。ここでは5つの点について要請を行っております。1点目、本交付金は、税源移譲までの経過措置と位置づけて、税源移譲までの工程を明確にすること。2点目、本交付金

は、地方の自由度を高めることが目的であり、国の財源捻出を目的とした総額の縮減は行わないこと。3点目、本交付金の対象範囲は最大限広くとり、府省の枠を超えた一括の交付金とすること。4点目は、本交付金には地方公共団体間の財政調整機能を持たせず、また配分に当たっては、大都市の財政需要等を反映し、必要額を十分に確保すること。5点目は、本交付金には事業規模等の要件は設けないこと。以上の5項目となっております。

次の4ページ目以降では、これらの要請内容について、都道府県分の交付金がどのような状況にあるのかを整理しております。詳細についてはご説明を省略させていただきますが、いずれの要請項目につきましても、現状では反映されているとは言いがたい状況にありますことから、引き続き、国に対して要請していく必要があるものと考えております。

資料の11ページに参りまして、こちらが来年度からの市町村分の導入に向けて要請すべきと考えられる事項をまとめたものでございます。今後の方針といたしましては、青本による要請活動に反映していくほか、国の概算要求、地域主権戦略会議などの状況を見ながら、適切に要請していく必要があるものと考えております。

引き続きまして、国の出先機関改革について、資料1-2-1で説明いたします。

この資料は、平成22年12月に閣議決定された「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」の概要と現在の検討状況等について取りまとめたものでございます。まず、広域的实施体制の検討状況についてでございます。2以上の都道府県が設立する広域連合に事務・権限を移譲する特例制度を設けることとしております。今後は、広域的实施体制、移譲対象事務・権限の範囲及び人員移管等の枠組みについて、9月に中間取りまとめを行い、12月には移譲対象出先機関、移譲対象事務・権限の決定を行うこととしております。

直轄道路・直轄河川、ハローワークについてでございます。直轄道路・直轄河川につきましては、協議の熟度が高いものから具体的に進めるとしているところでございます。また、ハローワークについては、指定都市におきましては、国と地方が行う業務等の一体的実施や権限移譲を求める提案を複数市が行ったところでございます。それ以外の事務・権限でございますが、アクション・プランにおいては、1の都道府県内でおおむね完結する事務・権限のうち、各府省の自己仕分けで速やかに着手するとされたものについて、指定都市も含めて、平成23年6月末までに整理することとしておりましたが、地方との協議が調わず、6月末までに結論が出ていない状況でございます。

この地方との協議における指定都市市長会の回答につきましては、資料1-2-2をご

覧いただきたいと思います。この資料は、国が示した移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案に対して、6月22日付で指定都市市長会が国に提出したものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。3で具体的工程が明らかになるまでは、事務・権限ごとの移譲に向けた具体的協議に入ることはできないとしたところでございます。

資料1-2-1にお戻りいただきまして、人員の移管等の取扱いでございます。アクション・プランにおきましては、事務権限の地方自治体への移譲に伴う人員の地方移管等の仕組みを検討、構築するとされておりましたが、資料1-2-3にありますように、7月7日に開催されました第12回地域主権戦略会議におきまして、人材調整準備会合の設置が決定されたところでございます。

引き続きまして、地域主権型社会にふさわしい地方自治法制の確立に向けた提案、中間報告について、資料1-3で説明をいたします。

この資料は、これまでの市長会議における議論を受け、学識者のご意見も参考にしながら、事務方で取りまとめたものでございます。この提案の基本的な考え方でございますが、1ページをお開きいただいて、指定都市市長会が目指す地域主権型社会でございますが、団体自治及び住民自治の観点から、住民に最も身近な基礎自治体が主たる担い手であるべきといたしております。

次に、現行の地方自治法制の主な課題と抜本的見直しの必要性でございますが、補完性の原理・基礎自治体優先の原則が徹底されていないことや、2ページに参りまして、規定内容が現状に合致せず、制度疲労が生じていることなどから、地方自治法制の抜本的見直しが必要としているものでございます。

これらについて議論をいたしました。この現行の地方自治法制については、最後にお話しいたしますけれども、まず国庫補助負担金の改革、地域自主戦略交付金につきましては、税源移譲までの経過措置としてその工程を明確にした上で導入すること、対象となる補助金の拡大や要件緩和により、より自由度の高いものとする等について、平成24年度からの市町村分の導入に向けて、国に対し、引き続き要請していくこととし、先ほど報告したとおりでございます。

国と地方のあり方について、もっと根本的なところから改革していく必要があるというご意見がありまして、地方自治制度、国と地方との関係について、もっと根本から改革で

きないかというご意見がありました。税源配分のあり方については、例えば地方で生じるすべての税財源を指定都市で一括して徴収し、国に対して配分していくような、共同税とか共有税というような根本的な改革案を国に対して提案すべきではないかという意見もあり、大方地域主権推進部会においては、そういう方向が望ましいということで一致しております。

次に、国の各種制度検討についてですけれども、子ども手当や生活保護など社会保障制度の見直し検討が行われているわけですが、国と地方の協議の場が法により制度化されたものの、国では実質的にサービスの提供者となる基礎自治体の意見を聞くことなく、各政党間で協議が進められている状況でございます。指定都市としては非常に残念な成り行きになっております。特に所得制限の導入等について金額が議論されておりながら、実務を担当する地方自治体との意見調整の場がないというようなことでございます。国の各種制度の検討段階において、指定都市を初めとして、地方の意見が実質的に反映されるよう求めていくということで、後ほど説明しますけれども、緊急意見の案をまとめてございます。

国の出先機関改革については、先ほど報告したとおりでございます。

それから、地域主権型社会にふさわしい地方自治法制の確立に向けた検討についてでございますけれども、世界の事例を参考にして、こういうことを実現したいけれども、今の制度では十分でないということ、あるいは市民にわかりやすい具体的な提案を行うべきであること、あるいは地域の実情に合わせて選択が可能な制度の提案を行うことなど、現行の地方自治制度の微修正ではなくて、抜本的な改革につながる検討を引き続き進める必要があるというご意見が出まして、今回中間報告としてお出しいたしました案については、ここで部会の案として決定するのではなくて、引き続き検討を続けようということで意見が一致したところでございます。

次に、国及び道府県から指定都市が著しく不利に扱われている例がたくさん見られるけれども、これを一覧にまとめて、そのうち年度ごとにターゲットを絞って国や県に提案し、要求していくという取り組みが必要であるという提案がなされ、この件についても実行していこうという決定をいたしました次第でございます。

なお、先ほどお話ししました子ども手当や生活保護などの地方との協議に対する指定都市市長会の緊急意見案については、別紙で提案してございますので、ご審議をいただきたいと、そのように思う次第でございます。

以上でございます。

神戸市長 ありがとうございました。

それでは、何か補足がございますでしょうか。特にございませんか。

川崎市長 この案について、まだ提案がございます。それともう1つ、先ほどの制度の抜本改革で、河村名古屋市長から、国会議員と市長あるいは市議会議員の兼務というような、そこまで行わないと実質的な地方と国との協議は実現しないというご意見がありましたので、後ほど河村市長から補足をお願いできればと思っています。

以上です。

名古屋市長 政令指定都市の大きい特色は、膨大な国税を支払っていて、市域内から発生した税収をもらうのに頭を下げてお願いをしているというおかしな現象になっています。だから、これを直すには一番いいのは自分たちで国会議員を兼ねることです。金だけ払っておいて、決定機関にいないということではいけない。せっかく国会議員の会をついたのですから。これは公職選挙法と地方自治法の条文をちょっと変えるだけでいいのです。フランスの国会議員の半分ぐらいは市長だと聞いています。いろんな議論があるんだけど、地域主権というフランス流の物すごい強い要求があって、市長が出ていくのが当然一番強くなりますので、ぜひ大至急決めていただいて、皆さんの地元の国会議員さんに早く通していただきたい。これは一番日本の国のためになると私は思います。

ですから、これをやってほしいことと、ついでですので、今言いましたように、国税もやっぱり、商売でいうと、独立採算制にするべきです。それぞれの市が独立採算にして、国税もいったんそこでストップ、早いこと言えば国税庁に出ていってもらうことです。自分で徴収して、査定して、払うということにすれば、かえって地域の人たちが、例えば森林のある都市とか 都市でなくてもいいんだけど、かえってわかりやすくなって、そのほうが意味があると思います。

それからもう1つは、地域主権型社会にふさわしい地方自治法制の確立と書いてありますけれども、この中に二元代表の話があるんだけど、間接民主制を前提としてと書いてあります。皆さん、そうだろうと思うけれども、首長選で約束したことを議会が否決してしまった場合、これは一体どうなるんだということで、そういう場合は、住民投票にし

てやらないといけない。市全体のこうしたいという人々の期待というか、市民の期待、これは参考意見じゃないですから、政治的な意味で実現される権力がないといけないのだけれども、議決機関は議会ですので、一応形式的には否決できる。こういったところは、そもそも首長への民意というのを重要視するようにしないと、夢を持って出てくる首長がいなくなってしまう。だから、ここの書き方は変えてもらわないといけないし、そういう仕組みに持って行ってほしいと私は思います。

とりあえず緊急を要するのは、首長と国会議員の兼業を早く進める。国会議員にきちっと話をして、議員立法で提出してもらおう。これは今国策上も非常に重要じゃないかと思います。

神戸市長 まず、今、河村市長のお話のあった件について、今国のほうでも地方自治法の改正をめぐって、地方制度調査会が開かれようとしておりますので、そういった中で議論を出していくということも1つの方法ではないかというふうにも思います。ですから、こういった点については、先ほど阿部部会長から話がありましたけれども、地方自治法制の確立に向けた検討が進んでいくことが大事であるということは間違いのないわけでありまして、改革につながる検討をという話が先ほど部会長から報告がございましたけれども、そういう観点でもって意見を発出していくということによろしゅうございますか。

名古屋市長 お願いをしても100年も1000年もかかります。政令指定都市は、国税でも物すごい納税者なんです。それが決定機関にいないといけないと思います。時限立法でもいいので、一定の地域主権が進むまでは、やっぱり市長が国会議員になって、きちっともろもろのことを進める。税金を払っておいて、自分の地域で生み出した税金をもらうのにペコペコして要請だけしているというのは、政令指定都市に住んでいる市民の皆さんに対して申しわけないと思います。だから、これは決定して進めたほうがいいと思います。

川崎市長 今の点について、いいですか。国会議員兼務の話は1つ非常に大事な話ですので、これはまた議論して、意見としてまとめるかどうかとあると思うんですが、市長選挙でシングルイシューで大量得票をとられた名古屋市長の場合、それに対応するような形で、それが実現できるような仕組みにはなっていないのは事実で、二元代表制というのが

ブレーキになっているんです。例えば名古屋市でそういうような形で実現できるような、住民投票のような形で市民が支持した案ですから、だから、それが実現できるような制度の仕組み、今一律に、1500人の村も360万人の横浜市もみんな同じ制度なんで、その地域ごとに独自の地方自治の仕組みを採用できるような、そんな仕組みを入れて、その仕組みから改革していけば実現できるわけですよ。ですから、外国の例で幾らでもあるので、そういったことを提案していくのも1つの方法だと思いますし、名古屋市長のご意見を入れるとすればそういう方法があると思います。

大阪市長 意見を言わせていただきますけれども、今の河村市長の意見というのは、地域主権推進部会の皆さんの合意とは違うということですね、今の阿部市長のお話。

川崎市長 部会として合意じゃなく、そういうことも含めて検討を進めましょうという合意です。

大阪市長 実はこれは横浜市、名古屋市、大阪市3市で都市州という話をしたときも、やはり大都市というものが稼ぐ、その稼ぐものがそのままその地域に反映されていないではないかという話がありますが、すべてを反映しろなんてだれも言っていないということがまず1点あると思うんです。それと、やはり日本の国土の中における大都市というものが果たす役割というのが、確かに稼ぎ頭にならないといけないけれども、その稼いだお金をより広く日本国民にならして、幸せな国土あるいは生活というものを保障するという形で、当然広げていかなければならないものであるのに、今の河村市長の言い方だと、どうもまた、政令市自分ひとりよがりであえんかいというような批判も起きかねないのではないかというふうに思います。

それと、国会議員の兼務とか、ああいうお話もございしますが、正直申しまして、大阪市長とか、ここに政令市長、皆さんいらっしゃいますけれども、国会議員と兼務できる時間があるかどうかみたいなものは、今の都市制度の中における副市長の数であるとか これはフランスはたしか副市長は物すごく人数がいます。各区長が全部副市長ですし、それ以外に専門の副市長もいますから、たしか36人ぐらいいらっしゃったはずですよ。そういった制度に裏打ちされた国会議員と兼務であるとか、これは阿部市長がおっしゃっていただいたように、いろんな事例を比較しながら、その突出した部分だけをとるのではなく、な

おかつ、私どもの国の組織、形態、議員のありようみたいなものと整合性を図りながら進めないと。そうすると1000年もかかるとおっしゃっていますけれども、今逆に政令市長が国会議員になったからといって何ができるんかという保障もなく、制度論だけに終始するよりも、この国難を乗り切るためにいかに力を合わせるのかという方向で議論が進むべきだという意見を言わせていただきます。

浜松市長 この中で国会議員の経験があるのは、河村さんと私だけだと思うんですけども、私も国会にいた経験からいきますと、やっぱり相当これは大事な提案だというふうに思っています。思った以上にあの永田町というところは特殊な世界でありまして、あそこにいると本当にえも言われぬ独特の世界の中での理屈で動くようになるんですね。我々もそういう中でいて、当時もいろんな自治体からのお話とかがありましたけれども、やっぱり本当に現実感を持って受けとめていないんですね。相当乖離があるんで、多分私が、例えばこれで市長をやめてまた国会へ戻ったとすると、半年もするとあの水に染まっちゃうんです。だから、どこに足場を持つかというのは大変大事なことで、首長がまず足場を持って、国会で活動したり、発言をしていくということは、私はとても大事なことだと思います。その制度というのは、ある部分後からついていくところもありますし、兼業は大丈夫かというお話もありましたけれども、私の感覚からいって、何とかやれるんじゃないかなという感じは持っていますので、これはやっぱり検討に値する提案だなというふうに私は思います。

神戸市長 意見の発出等について、そういう改革につながるような検討を引き続きやっ
ていこうということで部会でおまとめいただいたようでございますので、そういうような
ことでよろしゅうございますか。

千葉市長 その話とプラスもう1つ補足がありまして、子ども手当や生活保護などで
の地方との協議に対する指定都市市長会の緊急意見の話で、少し補足をしていただきたい
と思います。この文章の中に追記をしていただきたいと思います。

なぜこれをこの場で緊急意見として出したほうがいいかという話になったかといいます
と、今まさに子ども手当への所得制限の導入の話がある。システムとか現場の話を考えると、正直もうこの時期に決めてもらうのですら遅いというような状況であったり、また、

所得制限についても、1000万円だ、800万円だ、いろんな話が出てきている。我々実務をやる人間には全く関係のないところで決まっていくというところに対して、やはり今だからこそ言わなければならないだろうということによってやっています、いただいた文章は非常によくまとまっていますけれども、まとまっているがゆえにその辺のエッセンスがほとんど抜け落ちてしまっていますので、できれば、この4段落目の「こうしたことから、国においては、子ども手当や生活保護など社会保障制度の見直し検討を行っているところであるが、『国と地方の協議の場』が法により制度化されたものの」、例えばここに「基礎自治体に大きな影響を及ぼす子ども手当への所得制限の導入などが実質的にサービスの提供者となる基礎的自治体の意見を十分に反映することなく検討が進められている」というような、今の時世に合った具体的な事例を挙げたほうがよいのではないかという補足というか、提案であります。

神戸市長 それでは、ただいまの熊谷市長のお話について、阿部市長、部会長としていかがでしょうか。

川崎市長 実は内々に案を今見せていただきまして、修正案としてまとまった案になっていると思いますので、具体的に所得制限云々で今議論されていることを入れるのはよろしいんじゃないでしょうか。事務方で、千葉市長の案をいただいて修文作業をしていただければと思います。

ちなみに、千葉市長、もう1回読んでいただけますか。

千葉市長 「『国と地方の協議の場』が法により制度化されたものの、基礎的自治体に大きな影響を及ぼす子ども手当への所得制限の導入などが」で、以下「実質的に」のものと文につながります。

神戸市長 それでは、そういったふうに修文をするということでもよろしゅうございますね。

そうしましたら、先ほど河村市長、また鈴木市長からご意見がございましたが、こういった点については、これを国会議員にも、今後、この場をいただくような機会もございますので、そういう中でもこの意見の発出をすればというふうにも思います。

それで、少し3点ほど申し上げたいと思いますが、1つは、人材調整準備会合構成員ということでございます。地域主権戦略会議のもとに人材の地方移管等に当たって必要となる枠組み、ルール等を構築するために、人材調整準備会合を設置することになってございます。全国市長会の枠の中で、指定都市市長会にこの代表として、阿部市長にご出席いただくこととなります。8月3日が第1回目の会合でございますので、阿部市長、よろしくお願いを申し上げます。

2点目は、民主党の地域主権調査会における指定都市市長会の意見聴取についてでございますけれども、これにつきましては、清水さいたま市長が、さいたま市選出で、同調査会会長の武正議員に、民主党に対して指定都市の意見を伝える機会がないという話をしたことから、この指定都市特有の諸問題について、同調査会で意見を発言する機会をいただいたということでございますので、市長会議で各市長が集まるこの機会を生かしまして、急遽あす同調査会が開催されるということになりました。そこで、指定都市の市長会を代表しまして、副会長でいらっしゃいます門川京都市長と清水さいたま市長にご出席をいただきまして、資料の2-1に基づいて、新たな大都市制度の創設について、また資料1-1に基づいて、地域自主戦略交付金についてなど、地域主権改革全般について意見を述べていただきたいということでございます。門川市長、清水市長、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、3点目でございますが、同じく民主党の地域主権調査会でございますが、7月29日に民主党地域主権調査会総会におけるヒアリングが開催をされます。こちらのほうは林横浜市長にご出席をいただきまして、資料1-2-4に基づきまして、出先機関改革について、指定都市市長会の意見を述べていただきたいと思います。そういう点で、林市長、よろしくお願いを申し上げます。

先ほどの河村市長等のご意見に関しまして、そういった民主党の会の中で、機会がございましたら、触れていただければありがたいというふうに思っておりますので、そういう意見の発出もできましたら、あわせてお願いを申し上げたいと思います。

そういうことでよろしゅうございますか。

それでは、引き続きまして、この地域主権推進部会を中心にして議論がさらにこれから進められていくということでご了解いただきたいと思います。

続きまして、大都市制度検討部会からの提案、報告事項についてでございます。これにつきましては、大都市制度検討部会部会長の奥山仙台市長からご報告をお願いいたします。

す。

仙台市長 それでは、報告をさせていただきます。お手元の資料2 - 1と資料2 - 2でございます。本日の大都市制度検討部会での議論についてご報告をさせていただきます。

初めに、資料について簡単にご説明をさせていただきます。資料2 - 1と2 - 2が特別自治市の提案に係る当部会の資料でございます。2 - 1が概要版、2 - 2が詳細版ということでございますが、いずれもこれまで重ねてまいりました議論をもとにまとめたものでございます。通常詳細版をコンパクトにしたものが概要版という位置づけになるわけでございますが、今回の場合、若干性格づけの違いを出させていただきますして、概要版につきましては、対外的にこの趣旨をアピールすることを主眼に作成をさせていただいております。本日は、主にこの概要版に基づいた議論をさせていただいたところでございます。

具体的な内容につきましては、前回までのご議論の中である程度ご承知いただいているところではございますけれども、このたびの東日本大震災を受けまして、大都市であったからこそ可能であったことというような点につきまして、最後のページに記載をしてございます。我々政令指定都市の有します高度な専門能力、またスケールメリットによります人的対応など、例えば分割された特別区ではなかなか難しかったのではないかなというような点のあるところを明確にさせていただいております。

なお、詳細版につきましては、国の事務方の皆様などにも今後、説明させていただくという想定で、細かい補足でありますとか、注意書きなどを入れているものでございますので、後ほどお時間のある際にご高覧をいただければ幸いです。

続きまして、本日の部会での議論についてご報告をさせていただきます。お手元に大都市制度検討部会における議論という一枚物のペーパーがございますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。

まず冒頭、ただいまご説明をいたしました資料につきましては、原案でご了承をいただいたところでございます。

続いて、この特別自治市の提案を今後効果的に発出することにつきまして、広くアピールしていく必要があるということで、どのような方策をとるべきかということについて、自由にいろいろご議論をいただいたところでございます。その中で、今後、ただいまもお話のありましたさまざまな国政における議員の皆様、またマスコミ、一般市民の方々も含め提案を発信していくに当たっては、まず1つのジャンルとしては、学識経

験者など外部の専門家でこういったご議論にお詳しい方の目でもこの提案をごらんいただいて、1つには、そういったご意見を我々も真摯に受けとめながら、内容を強化していくべきではないかというお話がございました。また、特別自治市の実現に向けましては、道府県でありますとか、周辺市町村の理解を得ることも大変重要な点でございますので、そのために地域ごとにさまざまな取り組みが必要であろうというご意見もございました。これに関しましては、具体の事例として、静岡市さん、浜松市さんが静岡県を含めた3者で協議の場を設けているという事例のご紹介がございました。さらに、住民の皆様の中に、いろいろな面で自治意識が高まっている現状がございますので、いわゆる都市内分権でございますとか、区役所の事務権限の強化など、地域住民の方々とどう向かい合って、そのご意見を我々の行政の運営に反映していくかという点で、さらに研究を深めていく必要があるというお話がございました。

これらにつきましては、各市のさまざまな具体の取り組みの情報交換を行い、それぞれの都市ごとの事例のケーススタディーなどを深めていくことで、さらにより高いレベルでの実践を目指して一緒に勉強していこうというようなこととしてまとまったところでございます。

19の指定都市は、これまでもさまざまなご意見をいただいておりますとおり、それぞれ歴史的な経緯でありますとか、地域における役割などが異なっておりますので、画一的な議論ではなく、それぞれの状況に応じた議論を深めていく必要があるということもご意見の中で出されたところでございます。

東日本大震災では、改めて国、道府県、市町村、住民の皆様、それぞれの果たすべき役割を見詰め直す機会となっていると感じてございます。これに関しまして、国や県のこの4カ月余りの対応と、また我々指定都市が現実に果たしてきた役割を振り返ってみますと、基礎自治体がこれまで以上に権限や財源を持たなければならない。そういうものを持つことによって、住民の皆様の生命、財産を守るという行政の基本の使命を果たしていくことが、さらに絶対的に必要なのだという認識を、私もさまざまな災害対応を行う中で、非常に深く感じたところでございまして、それについては、部会構成市の皆様にもご賛同をいただいたところでございます。

これまで事務方も含めまして、この提案資料を固めるために、いろいろな面から議論してまいりましたけれども、このたび一定のものが部会としては成案として認められるというところまで固まってまいりましたので、これからはより具体的に動いていくことが必要で

あろうということにお話に移ってございます。例えば、総務大臣とそれぞれの形でご意見を交換する場を持つでありますとか、先ほど会長からもお話がございました指定都市を応援する国会議員の方々の会もできるといったようなことで、そういったチャンネルを駆使して、我々の提案をより強い形で発出していくと、そういった行動が必要であるということの認識で一致をしたところでございます。

私どもの部会は、そもそもは地方行財政検討会議の検討課題について議論をし、我々指定都市としての意見を言っていくという趣旨でスタートしたものでございましたが、片山大臣が、ただいま会長もお話しになられたように、自治法改正の議論の場を地方行財政検討会議から地方制度調査会に復活したような形で移す旨のお話もされておりますし、今後の議論のスケジュールやそもそも政権がどうなるかというような状況でもございまして、我々としては、いささか先が見通せないということはございますけれども、せっかくこの間のご議論によりまして、一定程度の成案を見たものでございますので、時期を失せず、住民と直接向き合っていく基礎自治体の長として声を上げていこうということで、本日の議論がまとまったところでございます。具体的方策については、また構成市の皆様、そして会長ともご相談の上、進めていくというようなことが今後の方向性としてあろうかと考えるところでございます。

報告は以上でございます。

神戸市長 ありがとうございます。

それでは、これに関しましてご意見等がございましたら、お願いをいたします。

横浜市長 昨日、阿部川崎市長と私で会談をさせていただきました。川崎市と横浜市は隣接をした大都市でございまして、両市とも県から独立する新たな大都市制度を提案しています。これについてさらに深く研究をしていこうということで、両者で合意いたしまして、幹部級の職員等々で研究会をやってまいります。必要に応じて私と阿部川崎市長も一緒に出るようになっております。

指定都市も地域によって全く状況が違います。例えば大阪都構想のように大都市を分割しようという動きもございまして、私どもとしては、その考え方には非常に危惧を抱いております。ですから、大阪都構想に対して、その考え方がどうであるのかということの研究もさせていただきたいと思っております。そういうことで、もしご賛同いただけて、一緒に研

究をしたいということであれば、ぜひともご一緒にやらせていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

新潟市長 新潟市ですが、新潟市は逆にというか、新潟県と一緒に、今県と市の枠組みを取り払って、広域自治体と基礎自治体の役割分担をもう1度徹底的に議論してみようということで、一応新潟州構想という名前をつけています。この資料2-1の3ページのところで、この模式図なんですけれども、特別自治市が国と直に連携していく。そして、広域自治体とは多様な連携をとるといふ、この模式図、基本的にこのとおりだと思ふんですけれども、これは、例えばビッグスリーとか5大市と言われているところは、恐らく全面的にこれで展開できるんじゃないかと思ふんですが、我々のように後から政令指定都市になったようなところは、一部この広域自治体が、特別自治市のこの赤いところに割り込んでこざるを得ないんじゃないかなというふうに過渡的には考えています。こういう部分を、逆に言うと、農業の分野で我々広域自治体と国との関係といったとき、新潟市は、もう大阪市さんが必要ないと思うような農業の権限、これはいただきたいというふうにも思ふかもしれないということで、若干ここが出たり、入ったりするんじゃないかということも今既存の枠組みを取り払って考えてみよう。基本的には国からの権限移譲、そして広域自治体と基礎自治体が全く横で接触しているだけでいいのかどうかという。例えば感染症対応なんかは、これは政令指定都市、浜松市さんのように面積が大きいところもありますけれども、面積の面で見ると、大変限定的なところが多いので、この感染症対応なんかは、むしろ広域自治体と多様な連携どころか、一体化するというようなことが有効な部分もあるんじゃないかというように考えて、本格的にこれから構想検討委員会、ようやく立ち上げることができましたので、勉強したいというふうに思っていますので、また、勉強の仕方などについてご指導いただければ、大変ありがたいというふうに思っています。

大阪市長 篠田市長にもお伺いしたかったし、河村市長にもお伺いしたい。メディアで伝えられる大阪都、中京都、新潟都というその姿自体が、そればかりが表現されてしまっていて、今まさしく篠田市長がおっしゃったように、地域によって、ここまで政令市が多くなった現状で、それぞれの特別自治市が何をなせるのか。なせるところは基礎自治体優先の原則でやり、それがその地域になじまないものについては、広域行政体に逆に委託をかけるというようなことまで、この特別自治構想にはたしか入れ込んでいたはずでござ

います。それを改めて州都とか、新潟都、中京都、大阪都というような形で、特に大阪都の場合は完全に政令市無用論というところに突っ込んでこられておりますので、逆に今こういった指定都市市長会が大都市制度検討部会をやっていただいている中で、1つのきっかけの議論になるかなと思ってきょう発言させていただいています。

まず、特別自治市というものに関しては、ここにいらっしゃる皆様、合意されたはずでございます。そしてその基本理念は、先ほども申しましたように、基礎自治体優先の原則ということなのですが、実はこれは今度の31日に「3府県2政令市知事・市長会議 ～日本のかたちを変える！～」という会議が名古屋市で開かれる。そこへ河村市長も篠田市長も参加されるわけですけれども、そこでは政令市無用論をおっしゃる方と軌を一にする議論をされるのか、いや、特別自治市というものはここまで我々は考えているんだからということで、逆にその政令市を分割しようというような動きに対しては牽制球を投げられるのか。もしよろしければ結構でございますから、きょうお話しできる範囲でお答えしていただければというふうに思うんですが、よろしいですか。

新潟市長 私どものほうは、基本的には基礎自治体の強化ということを、新潟州を検討する中の1つの大きな眼目というふうにしております。そして、現在の到達地点として、例えば5大市などで当たり前になっている港湾管理などが、まだ我々は新潟県さんに港湾管理をやっていただいている。また、プラス新潟東港については、聖籠町という違う自治体も関与しているということで、これについては、今日本海拠点港の選定というのが大詰めに来ているわけですけれども、我々とする、例えば新潟州構想の中で、聖籠町と新潟市が一部事務組合みたいな形で、新潟県と一体化してポートオーソリティのような組織をつくるということは、基礎自治体の強化にもつながりますし、拠点機能をアップすることにもつながるということで、こんなことを我々個別に、代表的な事例、それも県民生活、市民生活に関係するものということを中心にして、県民にとって、市民にとってどういうよくなるものが出てくるかということをもっと徹底議論して、その上で、それを現実のものとする制度というのはどういうものがあるのか、これを考えよう。最初は、いきなり制度論でやってみようと思ったんですけれども、これは余りうまくないと。逆にいろんな予断、偏見が出てきますので、国のあれもこれはある程度勝手に取っ払わさせていただいて、そして県と市が枠を完全に取り払って、県民、市民にとってよくなる方策がないかという議論をすること自体は、これだけでも私は画期的だと思っておりますので、そういう

ものが新潟州議論であると。今どういう制度になるかということについては、我々新潟はまだそこまで到達していないということなんで、大阪都構想については、橋本知事のご意見を聞いて、私たちとして参考になるいいものについては取り入れる。少なくとも基礎自治体の強化にならないものについては、新潟では採用しないということを基本に考えています。

堺市長 大阪都構想について、さまざまに喧伝されておりますけれども、誤解があるところもあると思います。1つは、やはり基礎自治体と広域自治体の役割分担をきちっとしていこうということが基本で動いております。そしてまた、その中でいかに効率的に府民、市民の税金を使っていこうじゃないかというものがポイント、それともう1つ、真ん中になる政令市だけじゃなくて、大阪府内全体の市町村がひとしく利益を受ける、そして権益を受けるようなシステムを考えていこうというのがそもそもの原点でございました。その中で、政令市を分けるとか、分けへんとかという議論が起こっているんですけども、その議論をさておいて、やはりここでアピールの中で言っている各市の歴史的経緯や地域における役割を含めて画一的な議論ではなく、それぞれの状況に応じた議論が必要だと。これがまさに原点であって、大阪都がいろいろ府民、市民の中で議論して、それぞれの地域で一番いいというベストなプランを確立していけばいいのであって、その過程の中が一番重要だと私は思っております。

そういう意味で、私自身は、特別自治市の担うべき事務について、主要な業務についてすべて了解しているわけではございません。ある意味で基礎自治体として政令市がより権限を持つことはいいんですけども、それを広域自治体とどう役割分担していくかというのは、先ほども申されていましたが、これから学識の意見とか、いろいろ議論しながら確立されていくべきであるというふうに思いますので、ちょっと余り決めつけで議論してはだめだというふうに思っております。

名古屋市長 では、ご指名でございますので。僕はもともと県というのは廃止論者です。国会議員のときにも自分で言っていました。それと、こういういろんな間仕切りを変える議論で何十年やっておるか知りませんが、要するに、市民にとってちょっとでも税金を安くする、よりよい公共サービスをより安く提供する、そのためにはどうしたらいいのかという場合に、政令指定都市だけでやるのもいいけれども、県とも話し合わない

と、そもそも実現できんじゃないです。県というのは現にありますので。たまたま私と大村知事と割と仲がいいということなただけれども、それで話し合いをどんどん進めていく。

どっちかという、私は全域を名古屋市にしようと思っている。そのほうが市民にとって、要するに、どちらが税金が安くなるかと。僕はもうずっと商売をやってきましたから、とにかくお客さんである納税者に対して、よりよい公共サービスをより安く提供する仕組みはどうなんだということに積極的にぶつかっていかないといけないのです。それを強い自治体というんですか、地域というんですか、そういうのをつくっていく話し合いをやるということでございますので、私は褒められこそすれ、何なんだと。

川崎市長 今回の話でよくわかるんですが、新潟州の話も大阪都の話も中身はわかるんですけれども、大阪都という名称がよくないんじゃないですかね。実は東京都制度が理想ではないんですよ。ですから昭和18年の戦時中に暫定的にできた制度でして、やっぱり23区あたりの自治をきちんとする必要があるだろうと思うんですね。千代田区なんか区として区議会議員もいるし、区長も直接公選なんですけど、人口は5万人しかいないんですね。それで果たして自治が成り立つかという問題があるので、例えば千代田区を入れるんだったらもう少し幅広く、周辺住民が住んでいるところを区域にする自治体をつくる必要がある。

だから大阪の人たちが東京都をまねして大阪都と言うと、大阪はその上へ行かないと大阪の活性化に余りつながらないので、東京都をモデルにして全国が疲弊したという、その流れを踏襲することになるので、大阪都という言葉じゃなくて、もうちょっとそこから上に行くような新しい言葉をつくられるほうがいいんじゃないでしょうかね。今のご説明はよくわかりますので、そう思います。

浜松市長 こうやって皆さんの議論を聞いていても、やっぱりベースとなる部分がちょっとずつ違うんですね。先ほどから聞いていると、やっぱり府県がもう既に広域自治体だと固定していらっしゃる議論もありますし、私はもう完全に府県制を打破したいというふうに思っていて、明治21年に47府県ができて、116年間何にも変わっていないんですね。

国の究極の出先機関は都道府県だと私は言っているんですけれども、最近、うちの知事

が盛んにこのことを言っていたいていまして、川勝さんは県はもう要らないとはっきり言っている知事であります。とにかく府県制を打破して道州制をつくろうと、川勝さんはそういう考え方で、静岡県では知事と政令市の2市長で年に1回、G3というサミットをやっているんですけども、実は去年の秋にその席で、当時は小嶋市長でしたけれども、私が提案しまして、静岡県は県と2政令市で特別市の創設に向けて取り組んでいくという基本的な協定を結びまして、今度、静岡市さんと2市で特別市の研究を始めますけれども、県との関係でもそういう関係もあるわけですね。つまり府県体制をもう壊すと。だから、この先の日本の仕組みをどうしていくんだということを、この先のあり方というのをみんなで心合わせしておかないと、微妙にこの議論がずれるんですね。私、きょう、部会の議論でもそのお話をしたんですけども、この先の日本の自治のあり方というか、日本の仕組みをどうしていくかという部分がある程度心合わせしておかないと、やっぱりどこかでこういうずれが必ず生じてくるというふうに思います。

京都市長 横浜さんと川崎さんがつくられた研究会、ぜひ検討の状況を見ながら、京都市も参加したいなと思っております。そしてこの3ページ、よくまとめていただいたと思います。今、浜松市長がおっしゃったように、ある程度意思統一が必要だと思いますし、基本的に基礎自治体であり、かつ大きな行政能力、専門性の高い政令指定都市を強化していく、そして二重行政にならないように、二元的なものにしていくというのがおおむねの合意じゃないかなというように思っています。

ただ、19の政令指定都市、それぞれ歴史的経過と実態も若干の違いがあると思いますけれども、何とか特別自治市を実現していくために、具体的な研究をさらに深めたいと思っています。もっとも大阪都構想は、大阪市を分割するというのが1つのポイントじゃないかなと。そのことについてどうなのかなと私は前から思っています。

静岡市長 3ページのこの図式、私は基礎自治体としては、政令市は19市ともこの特別自治市のダイダイの部分を目指していくべきだというコンセンサスをまず最初に持つべきだと思うし、そこにおいて府県の広域自治体の業務も我々が担うという気概を持つべきだと思います。

何を言いたいかといいますと、私たちは歴史に謙虚にならなきゃいけないと思うんです。もう少し歴史の大局観に立ってみたいと思うんです。それをいいますのは、今よって

立つ現状から見るとさまざまなことがあるんです。大阪市を分割するという乱暴な議論もありますし、私たちの限界も知っています。ただ、私たち、例えば静岡市は、一般市から始まって中核市、そして政令市と、私たちの歩みの中では坂の上の雲を目がけてきたわけなんです。ミクロに見ますと、そのときには政令指定都市というのは本当に特別な自治体としてのあこがれの存在だったわけですね、私たちのこの10年ぐらいの取り組みの中では。しかし、歴史観を見ますと、この政令指定都市という制度は、全くもって妥協の産物としてできた例外的な制度が、いつの間にか権威になってしまって、あこがれになってしまったと。

つまり、この政令指定都市という制度自体が極めて時期限定的な例外的な制度で創設されたという原点に立ち返ってみると、あのとき、なぜ地方自治法の中で特別市という制度が消えてしまったのかという経緯を見ると、アメリカ占領軍が日本で住民自治や地方自治を根づかせようとして、特別市ならできるんじゃないかと創設しようとしたんですが、戦前の地方自治の制度で官選知事が来た府県というものがやはり抵抗勢力になって、そして特別市をだめだと言って、結局、自治法に盛り込まれなかった。その結果、妥協として政令で処理したのが5大市だという始まりならば、最初からこれは無理があった制度だと。そういう歴史的な経緯を踏まえた上で、もう1度特別市というものがどうあるべきか。それを現代的によみがえらせるんだったらこの特別自治市というものになるんだと。この特別自治市をまず私たち19市は目指していき、広域自治体の業務も腹をくくって取り込むんだということ。

そしてもっと大事なのは、周辺の基礎自治体に共感を得たり、説得力がある議論をしていかないといけないのではないか。そんな1つの運動の方向性のコンセンサスを得ていく作業をぜひしていかないと、もう手練手管とか今の政局とか、そういったことで乱暴な議論をしてしまうと、もう本当に政令市も横浜市さんから我々のようにたくさん形がありますので、なかなか収拾がつかないのではないかなと議論をお聞きして感じました。

大阪市長 やはりそういう意味では、きょうここで特別自治市というものを再確認すると同時に、これを積極的に目指していくという動きにご賛同いただけるのではないかと思います。ぜひとも篠田さん、そして河村さんには、来る31日、特別自治市の本当の目指すべき姿はこうである、今の大阪市を分割するということが何の意味もなさない、市民の姿すら見えない案であるということもおっしゃっていただきたいとは思いますが、一方で

隣に座っていらっしゃる隣接の堺市。堺市、神戸市、京都市、大阪市で4政令市長会ということで、広域の中における政令市の固まりとしての動きも、先日、観光誘致、震災後、非常に観光が減っているということに対して、ビジット・ジャパン、国の予算をいただいて、この4政令市でイベントもやらせていただいておりますし、いろんな形で協力できるところはどんどんやっていく。それは横浜市さん、川崎市さんがこれから目指される方向と同じ方向に進んでいけばいい。それぞれがやれることを今やりましょうと。

そういう意味で、堺市の竹山市長のお話の中で、やや大阪市に対する不信感みたいなものを少し感じてしまった部分があります。これはそれこそ歴史というものからくる部分であろうと思いますし、それを私は「地域主権確立に向けて」の宣言の中で言わせていただいたように、やっぱり住民自治がかくあるべしというような自治体のありよう、そして周辺へ貢献していく自治体を目指すんだという形でいけば、多くの納得を得られるのではないかという形で思っております。ぜひ篠田さん、そして河村市長、両市長には、31日、橋下さんのパフォーマンスにつき合うことのないようお願いしたいなと思っております。

名古屋市長 いろいろ議論があるのはいいけれども、結局は市民が判断することなので、首長選なり、市民の選択、それが実現される仕組みでないといけないと思います。そして税金が安くなるということです。市民にとってよくなかったら……。

大阪市長 ちょっと待ってください。済みません、勝手にしゃべって。減税日本ということで減税の話ばかりされているんですけども、私、別に増税論者でもないし、ただ、減税一辺倒でこの国難とも言える事態を乗り切れるのかという部分が、やっぱり置き去りにしてはいけないと思うんです。それと同時に、じゃ、公共はお金を使い過ぎていいのかというのは、これはまた別問題です。新たな公共とかいろいろ言われますが、私は、本来、今回の震災でも明らかになった基礎自治体の中でも政令市が持っている復興支援への具体的な動き、これはこの後でもまたご説明いたしますけれども、そういったものをしっかりと支えていく。命を守る、暮らしを守るという部分にかかる費用というものをきちんと国民にお示しして、しっかりとそれを支えるという形にいかないと、一律に減税構想がすばらしいんだという形になると、やや違う議論になっていくんじゃないかなと、大いに反論します。

名古屋市長 減税のことを一言だけ言わせてもらいます。減税というのは平成18年に国が地方財政法を改正して減税できるようにした、いわば国策です。名古屋は国策に最も沿った取り組みをしているのです。減税をするための条件というのは、建設地方債を発行するときに総務大臣の許可が必要になるわけです。その許可をするための内容というのは、減税分の全額を行革によって生み出すということです。名古屋も減税ばかりではないけれども、減税ですべて解決するわけじゃないけれども、国策だということだけは覚えておいてください。

静岡市長 減税の議論とか、ここ10年の機能論的なことではなくして、もっと私たちが市民にきちっと、住民自治とはいかなるべきか、基礎自治体とはいかなる役割を果たすのか、やっぱり大きな歴史観の中で、政令指定都市というのがいかにして生まれたのか、日本の自治がどうやって誕生し育ってきたのか、そういう議論の中で特別自治市がどうあるべきかということでコンセンサスを得ていくというのがやっぱりオーソドックスなやり方であると思うんです。そうすると、その中で収れんしてくるのではないかなという気持ちがします。

神戸市長 今までそういった議論を重ねる中で、この特別自治市という考え方がこの会議の中でまとまったわけであります。ですから、そういった今までの経緯を、やはりさっきおっしゃったような歴史的なものを全部踏まえながら検討した結果、今回のこの議案の中でありますように、やはり主軸はこの特別自治市をどう実現していくかというところに向かっていこうということで、この市長会の会議が全員の一致を見たわけでありますので、ですからそういう観点で、これの整理を今後も引き続いてやっていかないといけないんじゃないかと、このように思っております。

新潟市長 特別自治市を私たちは望んでいます。そしてこの運動を妨害する気はありませんけれども、特別自治市が今市民に、あるいは日本の中でどれだけ知られているか。これはもう全くと言っていいほど知られていないというのが今の状況だと思います。

そして今回、なぜ指定都市市長会がああ3・11大震災の後に延期することになったのか、私は全く理解できない。今回こそ大都市が物すごく頑張ったわけですよ、救援、復旧に向けて。こういうことも市民、国民はよく知らないんですよ。私たちは大合併をして

政令指定都市になって、本州日本海側唯一の政令指定都市なので、太平洋側があれだけ広範囲に被害を受けたとき、やっぱり日本海から救援するという特別なポジションにあった。その中で3月の初動段階、3月ということでも言わせていただくと、政令指定都市の大都市の中であって、新潟市が派遣職員を最も数多く派遣したはずです。それはなぜできたのかと言えば、地域の皆さんのご協力を得て大合併をして政令指定都市をつくったからこういうことができたわけで、そういうことをアピールする最大のチャンスなのに、大都市の役割というのが一番注目されるべきときなのに、何で指定都市市長会を延期するのか。私は緊急市長会をやるぐらいのほう为正しかったというふうに思って、大変残念です。

これについては、指定都市としてこういう大変大きな力を発揮したということについては、今後もいろんなデータをさらに細かく積み上げて、やっぱりマスコミにしっかりとアピールしていかないと、大都市って何をやっているのか、みんなよくわからぬわけですから、今回はその最大のチャンスを初動段階では逃したと思いますけれども、これからでも遅くはないので、ぜひそのあたりのアピールをしていきたいと思えますし、いただきたいと思えます。

神戸市長 まず、この件について少し申し上げておきますけれども、とにかく今回の大災害に際して、我々の持てる力を最大限発揮することをまず優先しようというところで動き出したわけであります。ですから会議をすることで、意思決定がそこでまた新たにできたかもわかりませんが、とにかく我々、震災を経験した被災地としてどうすべきかというようなことも考え合わせて、今回の対応としては、会議を少し先に延ばしたほうがいいのではないかとということで皆さんのご了解を得て、今回にさせていただいたという経緯であります。

広島市長 済みません、新参者でよくわからない。自分自身、今の議論を聞いて、3ページの絵図面をちょっと整理したいので質問なんですけれども、2つ目がありますよね。さらに3つ目に右側に、例えば特別自治市のオレンジ色が広域自治体のほうににじんでいくということは考えられるのでしょうか。

概念が、特別自治市というのは中間自治じゃなくて、国と2つに権限を分けますよね。それ以外の基礎自治体は、なお広域自治体というのを残しながらという意味ですね。そうすると例えば、この矢印が右のほうに、多様な連携ではなくて、特別自治市というのはひ

よっとして広域自治体の機能を兼ねていくようなことも考えられるのかどうか。それが先ほど河村さんの言われた都道府県がなくなるという概念にもなるんですけども、このさらに発展形みたいなことをみんな思われているのか、それは全然考えずに、とりあえずこのことということなのか。その辺が整理できると、もう少しこの辺の議論がと思ったんですけども。

神戸市長 少し説明しておきますと、左側の現状の姿が、右側になりまして、特別自治市と書いておるところが、矢印が上に上がっておりますね。ですから結局、道府県の権限も税源もあわせて、特別自治市として、基礎自治体の機能を持ちながらやっていこうということで皆さんの意見がありまして、それでこういう提案をするわけですね。

広島市長 そこはわかった上で、そうすると特別自治市にならない基礎自治体が例えば隣とか離れておりますね。これはそういったところにまだ広域自治体というのが残ったイメージですよ。そこら辺が先ほどの議論を聞いてどう整理していいか……。

神戸市長 この中では道とか府県とかというのは、この広域自治体として存在してあるということでもあります。

堺市長 むしろ右に行ったら都市州となるのですね。

川崎市市長 この3ページの右の図で、例えば神奈川県ですと横浜市、川崎市、相模原市がオレンジのところ、ほかの市町村というのが基礎自治体になっていて、広域自治体というところが神奈川県になるわけですね。つまり基礎自治体で特別自治市にならないところについてはやっぱり広域自治体の補助というか支援が必要な状態。広域的な行政というのは残りますね。だから正確に言うと、例えばここに道州制を持ってきて、国の出先機関を統合し、今の県の権限を一部持ってきて広域自治体をつくと、ここの国のところが一部、道州制と入ってくるわけです。つまり県は特別自治市についてはちょっかい出さなくて、横の連携で、そして規模の小さい力が弱い自治体を補完するという仕組みなんです。

千葉市長 多分広島市長がおっしゃっているのは、例えば神奈川の場合、3つの政令市

が特別市として独立してしまうと、本当に神奈川の能力ってなくなってしまおうと思いません。道州制になればいいのですけれども、仮に道州制にならなかった場合、ほかの市町村をどうするかといったときに、逆にその3特別自治市が周辺の小さな市町村の業務も担うような、基礎自治体と広域自治体を兼ねるような形の横出しも視野に入れていらっしゃるのかというお話だと思っていて、それは考えとしては、今までの議論の方向性の延長線上として十分あり得ると、少なくとも私は認識をしています。詳細版に書いていますよね。

横浜市長 それは視野に入っています。当然です。

川崎市長 例えば一部事務組合とか協議会とか、そういう形で横の連携でほかの自治体と協力関係を結ぶということで、県と基礎自治体との関係についてはある程度やっぱり支援、監督の関係は残るという具合に考えておく必要があると思うんですね。だから特別自治市が増えていって、基礎自治体と協議会とか一部事務組合で連携が全部できるようになれば、この広域自治体はゼロになるということですね。

広島市長 地域ごとに違うんですね。

川崎市長 地域によって違うと思います。

広島市長 わかりました。

相模原市長 私も浜松の鈴木市長と同じように、最終的には道州制だとか、ある程度の広域体制といいましょうか、自治体制が必要かなと思っているんですが、そこまで行き着かないんだろうと思うんです。ですからこういうふうに図示されている右側の図面、もうこういう形で、これを全面的に出していくことが最終的、究極的には道州制というような形に行き着いていくんじゃないかなと。ですから、最初にこれありきだという形で進めるということは一番手っ取り早いし明確だと思うんですけれども、今の制度からいってそれはなかなかそこまで行き着かない、また、そういった合意形成は難しいだろうと思っておりますので、もうこういう形をまず出していくということは私は大事だと思っております。ただし、こういう方向性だということは、この19市の市長たちが共通認識を持ってそ

れに進んでいく。

1つの方法論として、私、静岡は偉いなと思ったのは、知事も偉いなと思ったのは、政令市が2つですよ。将来どうあるべきかということを検討していく場を設けたと聞きましたので、私はうらやましいなと思いました。神奈川県は残念ながら、2市が大都市制度のことについてこれから協議されていくと。我々もちょっと入れさせていただこうかなと思っておりますけれども、今、私のほうも、政令市に昨年させていただきましたけれども、今の自治制度そのものの権限が基礎自治体としては一番大きいものであるからさせてもらっただけにすぎなくて、いかにこれから自立できるような法制度、また財源制度も勝ち取っていけるか、そういう制度改革を我々はしていきたいと思っております。

まさに自立ができる、そして各県に政令市がありますけれども、そこが中心的になっていかざるを得ないという役割の中で、今後の自治制度はどうあるべきかということを考えないと、地方または国全体は浮揚していかないと思っております。そういった意味では、こういう形を全面的に早く押し出していきたいと思っております。

神戸市長 ちょっと申し上げておきますけれども、これについては今国が地方自治法の改正の作業に入ります。その中で大都市制度を取り上げていくということになりますので、今度は地方制度調査検討会という会になるようですが、この中へ我々の代表が入っていくということになりますので、その中でまた議論をしていくということで、この点については皆さんの一応合意を得ておきたいと思えます。

浜松市長 ぜひ昭和22年の最初の地方自治法に戻していただきたいと。特別市制度というのは厳然としてあったわけですからね。民主的な地方自治をつくるということで、占領政策の中で府県体制を壊すという、まず先進的な取り組みとして特別市制度というのができたわけですから、やっぱり戦後の精神に戻って、もう1回復活させるということをやぜひ実現をしていただきたいと思えます。

(浜松市長途中退席)

神戸市長 ちょっと議事の進行もごさいますので、先ほどお配りしました地域主権推進部会の緊急意見の案の修文ができましたので、お手元に配っておきましたので、これを正式の文書として提出するんだということでご了解いただきます。

それでは続きまして部会報告に行きますが、市民生活・都市活力部会からの提案・報告事項につきましては、市民生活・都市活力部会部会長の平松大阪市長より一括してご説明をお願いします。

大阪市長 ご報告申し上げます。我々、政令市、あるいは全国市長会から国に制度改正要望をさせていただいていますけれども、この基本というのは、弱い人をしっかり守るんだと。そのしっかり守るための制度がどうあるべきかを長年放置されていて、さまざまな現状を浮き彫りにしながら、具体的に改正を迫るという動きであって、決して今生活保護を受けておられる方を切り捨てる議論ではないということをまず改めて確認しておきたいと思います。

最初に報告事項でございます。5月30日に生活保護制度に関する国と地方の協議の場が開催され、指定都市市長会を代表いたしまして私が参加いたしました。今回の協議は資料3-1にございます第1回生活保護制度に関する国と地方の協議の2ページにございますように、地方自治体から制度改革に向けた具体的な提案が示されていることなどを受けて、生活保護制度の見直しを検討する場として開催されました。地方自治体からは私のほか、全国知事会を代表して石川県知事が、全国市長会を代表して高知市長が、全国町村会を代表して広島県坂町長が、そして厚生労働省からは政務三役がメンバーとなっております。

当日の会合では、最初に細川厚生労働大臣からごあいさつがありまして、今回の会合は制度改革も視野に入れた協議であり、これまでとは一線を画すものであるとお話しになりました。続いて今回の協議における4つの検討課題を提案されました。検討課題につきましては資料3-1の3ページにございますとおり、1：生活保護受給者に対する就労、自立支援、2：医療扶助や住宅扶助等の適正化、3：生活保護費の適正支給の確保、4：第2のセーフティネットと生活保護との関係整理、その他となっております。

また、今後の進め方につきまして実務レベルでの検討を行い、8月ごろを目途に本協議の意見取りまとめをしたいとご説明がありました。このほか、生活保護基準について、社会保障審議会に専門の部会を設置し検証作業を進めていること、そしてその結果を踏まえて国民の理解が得られるよう基準のあり方を検討していくこともあわせてご説明されました。

続いて自治体から意見がなされ、石川県知事からは、稼働可能層への就労支援として、

現在、国で行っている職業相談、紹介等も福祉事務所で実施する福祉・雇用施策の一体的実施の提案がありました。高知市長は当日急な公務のため欠席されており、広島県坂町長からは、国家的な雇用施策と一体となった社会保障制度全般の見直しが必要というご発言がありました。

私からは、資料3 - 1の4ページ以降にございます資料を提出し、昨年10月の指定都市市長会制度提案を提出した趣旨目的や生活保護制度をめぐるさまざまな課題について説明させていただき、また、45分間という短い会合ではございましたが、厚生労働大臣から提案された4つの検討課題において、生活保護費の全額国庫負担について触れられていないことから、8月の取りまとめに間に合わないまでも、中長期的な課題として取り上げるよう要請したところでございます。

続きまして、緊急要請についてご説明をいたします。皆様のお手元に緊急要請の案としてお配りしておりますが、この緊急要請、当初予定しておりました案を部会で検討させていただきまして、神戸市長からは具体的事例を。つまり、緊急要請をする際に、ボーダーライン層が生活保護に落ち込んでいる状況が大都市共通の課題である。制度の抜本改革が最重要というご指摘をいただいたり、あるいは広島市長からは、要請文をより端的にと。どうもなかなか相手のことを思い過ぎている部分もあるのではないかと。やはり今もう大変に厳しい状況に置かれているという指定市ならではの鋭い突きつけ方があるのではないかと、労働行政のご経験も踏まえ、具体的にご指摘をいただきました。福岡市長からは、地方の声を聞きおくことに終わってはならない、そういう要請が必要であるということと、スピード感を持った取り組みをお願いしたいということ。さらに岡山市長からは、そういったすべての案に同感すると同時に、岡山市独自の取り組み、それをいろいろとご披露いただきました。

そういったことを踏まえまして緊急要請文案が練り上がったわけですが、制度改正も視野に入れたこれまでの協議とは一線を画すものという位置づけである以上、地方自治体の意見が十分に反映された制度改革の方向性が示されるべきであると考えております。現在行われております実務担当者が参加する事務会合でございますが、その内容、参加者等は非公開の扱いとされておりまして、議事概要のみがホームページで公開されております。国はもともとは議事概要も含めまして情報公開請求があれば公開するというスタンスをとっておられましたが、自治体からの要請を受けて、現在では第1回及び第2回の議事概要が公開されております。このような状況もありまして、事務会合の内容についてお話しで

きる範囲がきょう時点でも限られている現実がございます。8月を目途に行われる取りまとめに向けまして、地方自治体の意見を真摯に受けとめた議論がなされているのか、議論途中の段階ではございますが再確認する必要があると考えており、協議の取りまとめが行われる前にこの緊急要請をしようということでございます。

現時点、協議中の段階であり、取りまとめの方向性がまだ示されていないことから、個別具体の要望項目に関することについては、8月を目途に行われるとされている最終取りまとめの内容を踏まえて、地方自治体の意見が十分に反映されていない場合には、再度の要請も改めて検討しなければならないというふうに思っております。

緊急要請の内容に参ります。3点ございます。1点目の稼働可能層への自立支援ですが、現時点における厚生労働省の見解は、議事概要によりますと、基本的には雇用施策でカバーできるところはしっかり対応するという考えであること。そして求職者支援制度の給付については、訓練期間中の生活支援との位置づけであり、生活保護とは性格が異なるとなっております。

地方自治体といたしましては、真に保護が必要な方には適切に保護を実施していくということは大前提でございますので、仮に求職活動を行っても就職できず生活困窮に陥った方は、最後のセーフティネットである生活保護で支えることは当然ではありますが、稼働可能な受給者に対する就労支援は、本来、労働行政の役割であると考えます。福祉部門と労働部門の役割分担について、最後は生活保護で支えればいいという安易な考え方が労働部門にありはしないかという点を危惧しており、国においては福祉行政と労働行政がまだまだ縦割りであり、一体的に構築しようとするのではなく、あらゆる生活困窮は結果的に生活保護で受けとめればいいのかという従来スタンスを変えないまま、社会保障改革が進められているのではないかという感があることから、具体的な議論に入る前に、労働行政の役割の明確化、これが必要であると考えております。

そして第2のセーフティネットにつきましてですが、稼働能力のある人が生活保護に至らずに労働市場へ復帰できるよう支援するための制度であれば、当然生活保護に優先する制度として定めるべきであるというふうに考えております。とりわけこの秋には法律が施行される求職者支援制度につきましては、第2のセーフティネットとして恒久化されるからには生活保護の受給要件とすべきであり、また、この制度の給付額が全国一律で10万円とされているわけですが、生活保護に至ることを防ぐためには、生活保護費よりも高く設定するとともに、実効ある就労支援をこの制度において行うことを要請したい。このあた

りを具体的に書き込もうということを変更いたしました。

そして緊急要請2、生活保護の適正化についてでございますが、これも議事概要を見ますと、回答義務については、他制度に例がなく、慎重に検討すべきといった見解が示されております。また、社会保障審議会・生活保護基準部会におきまして生活保護基準の検討が進められているんですが、これも公表されている議事録によりますと、医療扶助については検討が想定されておりません。このような状況を踏まえまして、適正化につきましても、個別の議論の前提として自治体の権限の強化とその根拠の明文化は不可欠である旨、要請する必要があると考えております。加えて医療扶助の適正化については、医師の確保、地方厚生局との連携、電子レセプトを活用した指導等さまざまな課題について国における仕組みづくりが必要であり、医療費の一部自己負担については生活保護基準との考え方の整理がなされるべきと考えております。

3の生活保護費の負担についてですが、今日12日、参議院厚生労働委員会におきまして、大阪選出の民主党、梅村議員から協議の場に関する質疑がございました。生活保護費の国庫負担の問題について中長期的に議論してほしいという意見がハイレベル会合で出されており、8月の取りまとめ以降も議論の場を確保してほしいと、こういう要望をしていただいたわけですが、その際、厚生労働副大臣より、自治体の意見も聞いた上で、必要に応じて、その後の進め方についても協議をさせていただくこととなっており、今回の取りまとめをもって議論を打ち切るということではない。社会保障審議会の正式な場でも、生活保護制度については議論を継続すべきものと考えているという趣旨の答弁がなされております。こういった状況も踏まえまして、生活保護費の全額国庫負担を今回の緊急要請でも求めていくべきと考えております。

緊急要請に関しまして、そして本日の部会に関しましての報告は以上でございます。

神戸市長 ありがとうございます。

ただいま平松市長から部会の報告がございましたが、これについて何かございますでしょうか。特にございませんか。

千葉市長 ぜひ大いに進めていただきたいと思います。まだまだこれからですけども、ようやくここまで来たんだらうというふうに思っていますので、ぜひ頑張ってください。中身を見ていると、地域主権推進部会のほうでもハローワークの出先機関のお話

がありました。本来ハローワークのところで生活保護の問題をやっていけば、むしろ我々にハローワークを出したくなるようなことではないかというように思います。だから出さないのだったらハローワークでやるべきだし、そうでなければハローワークをよこすべきだし、いずれにしてもそういう議論も含めて一体の中で議論していかなければならない。一番嫌な部分だけ押しつけられているような状況ですから、そういった意味でもぜひこれは指定都市全員でやっていくべきですし、政令市選出の国会議員、梅村議員のように後押しをしていただくことが必要ではないかと思っています。

神戸市長 ありがとうございます。

他にございますか。

ないようでございますが、それでは生活保護制度の改革にかかる指定都市市長会緊急要請（案）につきましては原案どおり採択するというところでよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

神戸市長 ありがとうございます。それではそのように決定させていただきます。

また、あす、大阪市長に代表していただきまして厚生労働省へ足を運んでいただく予定ということで、お願い申し上げます。

それでは次に、議題の(4)に移りたいと思います。社会保障と税の一体改革についてでございますが、これにつきましてはお配りしております資料4-1「社会保障と税の一体改革」に関する指定都市市長会緊急要請のとおり、先月9日に指定都市市長会として緊急要請を行ったところでございます。その後、先月30日に政府・与党の社会保障改革検討本部で資料4-2のとおり成案が決定をされ、翌日、7月1日に閣議報告されたところでございます。それでは、この件に関しまして何かございましたらお願いを申し上げます。

名古屋市長 いつも言っておりますが、私は共通番号制度は絶対反対ですので、それだけは書きとどめていただきたい。中央集権のシンボルそのものであって、結局余分に金がかかります。なぜ基礎年金番号での失敗をまた繰り返すのか。もっとひどくなります。基礎年金番号を導入して消えた年金問題が起きたのですから。

それと、もう1つの問題は、増税につなげていくということです。頑張ろう日本と言って増税するとはどういう考えです。頑張ろうというときは、商売だったら値段を下げて、人の倍働いて、それが頑張ろう日本ということです。経済を増税でぶち壊して、同じ税収

を確保しようと思ったらもう1回増税しないといけません。それは当たり前のことなので、とにかく共通番号はぜひ反対してください。

千葉市長 これは私は正反対の立場にある人間ですからなかなか難しいところがありますけれども、ちょうど私、元三重県知事の北川さんとこの問題で先ほど話をしてきましたが、大事なことは、常識的に考えて、ユーザーIDを持たないサービス提供者というのは普通は存在し得ないと思います。この国だけです。引っ越しをするに当たって転入届を出したにもかかわらず、わざわざ免許証は書きかえに自分たちが時間をとって行かなければならない。電力会社や水道もまた手続をしなければならないということで、一体この1年間、総国民がどれだけの無駄を費やしているか。そのことを考えれば、これは広く民間にも開放して利用されるようなことをして、住民にとって自分たちの利便性のために情報を有効活用するんだという、そういう国民のための情報にしなければならない、番号でなければならないと思います。

ただ、河村市長がおっしゃる懸念については、私は十分認識をしなければならないと思っています。大事なことは、そういうものについて選択権があればいいだけの話なんです。例えば河村市長のように、そういうのは嫌だと言う人たちがいれば、例えば転入届を出したけれども、私の住所が変わったという情報は自動的にそういうところには行かないようにしてもらいたいと、そういうノーということを言えて自己コントロールができるようになっていけばいいのです。大事なことは、税も含めて非常に繊細な情報が各自治体によってもう既にリスト化されてサーバーで管理をされているのです。そして各市によっては非常に脆弱なセキュリティーの状態のままで今放置されている状況があるわけです。ですから、こういう番号制度を導入することは、国民の2割以上の人口を占めている指定都市がもっともっと全面的にやる。中途半端な状況になれば、それこそ国家統制による、税をしっかりと押さえたいがためだけの国家による情報管理、番号制度になってしまうのです。

大事なことは、例えば医療の情報ですね。生活保護と医療の情報というのは非常に重要になってくるわけです。これがもし仮に連動していれば、もっともっと生活保護の実態をよりの確に押さえられるし、逆に生活保護になろうとする人を未然に防ぐことだってよりできます。ただ、それは医療機関との情報連携がなければそういったことはできないわけです。ほかにたくさんありますけれども、ですから私は、この番号制度について、それ

ぞれの首長が現状をよりしっかりと認識をして、我々基礎自治体が一番住民に近いわけですから、住民にとって意味のある利便性のある番号制度になるように声を挙げていかなければならないと認識をしています。

名古屋市長 また議論を改めてやるといいんだけど、もしやりたければ、自分のところだけでやったらどうですか。

千葉市長 これは全国でやらなければ意味がないです。

名古屋市長 それこそいけないと思う。一番いい例は、ドイツでは憲法違反になっているし、イギリスは今度の政権でやめるという方針を出しました。

千葉市長 それは違います。全部の話ではないです。それは一部の話ですよ。

名古屋市長 いや、イギリスはやめるはずですよ。それからアメリカも、みんないいと言いますけれども、なりすまし事件で、驚くべき訴訟社会になっています。今言われたようなことは別個にやればいいんです。共通番号制で失うものがすごく大きいということに気づいてもらわなければいけないと思います。

千葉市長 これは別途に。

名古屋市長 はい。

神戸市長 この点については相当意見のやりとりがあると思いますが、時間の都合もございまして、とにかく今回の成案に関しましては、解釈なり、あるいは個別分野における具体的な改革の方向について、あいまいな点が多く残されておるといってもございしますが、あくまで議論のスタートというふうにと考えてみると、そもそもこの社会保障の担い手は地方だという視点に立った上で、社会保障の全体像を明らかにしながら進めていかななくてはならないというふうにと考えます。今後、指定都市市長会として議論の推移を見守りながら、必要に応じ時宜を得た要請を行っていく必要があると考えておりますので、皆さん

もまたこれに対するご意見をよろしくお願い申し上げたいと思います。そういうことでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

名古屋市長 また別個に議論したらどうですか。国民総背番号の問題ですから。別個にきちんと。

神戸市長 別個にね。きょうはちょっと時間がもう迫っていますのでね。

それでは次に、東日本大震災関連についてでございますが、これについては事務局から説明をいたします。

事務局長 失礼いたします。それでは資料5をごらんください。先ほど取りまとめが遅かったのではないかというご指摘もございましたけれども、各都市の皆さん方につきましては、震災発生当日から、まさに災害応援協定だけでなく、さまざまな取り組みを進めていただいた状況につきまして、7月1日現在で人的支援の状況といたしまして9万8972人、約10万人の延べ人日の派遣、また、7月1日現在で357人の派遣をしてございます。また、次のページには物的支援の状況、さらには避難者受け入れの状況をまとめさせていただいております。さらに、これは派遣の状況の人員だけでございますけれども、4のところでは各指定都市の派遣状況といたしまして、札幌市さんから順でございますけれども、7月1日現在の累計の派遣人数、それに伴います派遣先、あるいは派遣内容について取りまとめをさせていただきました。以上でございます。

神戸市長 関連をいたしまして、大阪市長から本日資料提出がございました。このご説明をお願いしたいと思います。

大阪市長 お手元に資料をお届けしていると思いますけれども、より効果的な支援がどうあるべきかという視点に立って、この後の議論が進めばいいなと思います。先ほど来、頭の部分で仙台市長からもお話しございましたように、指定都市が持っている総合力の強さというものをより有効に活用するため、より効果的な支援体制づくりを提案したいと思っています。

お手元の資料をごらんいただきますと、支援を3期に分けております。初めに発災後、

おおむね6カ月までの時期は応急期で、迅速な立ち上がりが求められます。法令等により消防緊急援助隊などが被災地に出動し、同時並行して被災市町村に連絡調整要員を現地入りさせてはどうかと。今回の大阪市の例で申し上げますと、緊急消防援助隊が国からの指示で岩手県釜石市に翌日の3月12日に到着し、その後、市役所職員による現地対策本部を対口支援の出先として釜石市に立ち上げました。指定都市が支援都市間連携のリーダー役として近隣の支援、市町村の補完・調整機能も果たさなければならないというふうを考えております。

次に、おおむね6カ月後なんですけど、増大する要望に対応する支援体制づくりを行う必要があると。まず国からの復旧の人的支援要望について被災市町村に照会があり、当初の対口支援でも中長期も十分なことができれば、この調査は照会では該当なしという答えになるんですが、増大する要望に対処するためには全国規模の支援グループを形成しなければならないだろうと思っています。既に実施されている対口支援の実態を生かすとともに、より専門的かつ高度な内容の業務に対応できるグループ化した市町村の連携による支援体制づくり、これをしなければならないであろうと。このグループ化の指標として、左側に小さい数字の入った表がありますが、これは単純に人口規模によって行っております。この場合も我々指定市は、専門的、高度化する支援業務の補完・調整の機能、さらに近隣の支援グループとの連携を行って、やはり市町村のリーダー役を果たさねばならないであろうと。本市として、この期間、釜石市などにコミュニティーづくりの支援などの業務に職員を派遣しておりますけれども、近隣の支援都市とも連携を図っていきたいというふうに思っております。

そしておおむね1年後の期間になりますと、復旧からいよいよ復興時期の中長期の支援に当たり、支援都市の負担や効果的な支援を行うため、遠隔グループから近隣の支援グループに支援の引き継ぎを行うよう調整することも必要でございます。この場合も指定都市等は支援の調整・補完機能を実施していかなければなりません。

対口支援に関しまして各政令市がいろいろな取り組みをこの間やりました。対口支援は支援市町村側の総合力が発揮できるなどのメリットが多く、今回、高い評価を各界からいただいておりますけれども、県などの調査ですとか判断を待っていると、本当、被災地の悲鳴が届かないという現状を、私、4月17日から釜石市、そして仙台市にもお邪魔したんですけれども、釜石に伺ったときに野田市長が、岩手県の動きがないんですというふうにおっしゃっていた。やはりそういった部分での基礎自治体、中でも政令市が持っている機

動力というのが今回非常に発揮された。ならばこそ、篠田市長がおっしゃったように、当初にもうちょっと我々の存在をアピールすべきではなかったかという部分は大いに同感する部分もございますが、それぞれ支援も徹底的にやらないといけないという気で前のめりに突っ込んでいった部分もありますので、なおかつ千葉市も被災地でいらっしゃったので、そういった部分でいろいろあるのかなと。これは今後の課題であろうと思っています。

いずれにしても、今後、日本全国でいろいろな震災が起きるであろうと想定されている部分、具体的に幾つもあるわけです。そういったときに、例えば我々ですと南海・東南海の地震というものがかなり大きい確率で来るであろう。その際には大きな津波が来るであろう。想定外という言葉で想定せざるを得ないという現状の中で、緊急消防援助隊に関しては既に出動体制が決まっております。これは南海・東南海がもし動いたら、このときにはこの消防隊がこういうふうに駆けつけるというのは既に決まっております。これは指定都市が中心となって府県隊として出動するという、今回東日本大震災で動いたあの動き方になるわけですが、きょうお示しした案は、そういった消防の出動体制に基づいて対口支援先が決定することになっています。これは当面そういう形で突っ込んでいけばいいのではないかと、それが一番効果的ではないかということとをそれぞれが認識すればいいのではないかなと思っています。

こういった対口支援の実態を踏まえて、補完的調整機能、補完的な機能、調整的な機能を積極的に果たしていくことが、それぞれの地域にお住まいの市民の安心安全、そして被災地の方への応援という形につながると思っていますので、ぜひともこういった形でより具体的にわかるように今後していきたいなという思いで報告をさせていただきました。

神戸市長 それでは資料5及びただいまの平松市長のご提案の内容等についてご意見ございましたら、どうぞ。

新潟市長 まずは大阪市長に大変いい資料をつくっていただいて、感謝いたします。

そして、こちらの資料の質問なんですけれども、この人的支援の状況の実人数って何を言っているんですか。

事務局長 実人員は7月1日現在派遣している、瞬間の1日だけをとらまえた時点の人

数でございます。

新潟市長 なるほど、わかりました。この資料だと政令指定都市がきつと相当大きい支援をしたんだろうなというくらいしかわからないですね。やっぱりもう少し比較してもらおうようなものが必要なんじゃないかなと。私は新潟県民には、新潟県庁、新潟市の全市町村が派遣した職員の中で政令指定都市新潟は7割を占めていますと言うと、みんな、ええっとなるので、何となく都道府県が支援のリーダーになっているというふうに受け取られているんですけども、実態は全く違うということをもう少しアピールしたほうがいいんじゃないか。

そして今、平松市長からも話が出たように、県を経由してくるとなかなか思うようにならないと。今、福島県の町村長さんが我々のところにお礼と、また支援のお願いということでおいでなんですけれども、今もう職員が休めなくてへとへとだと。そういう中で市町村職員の業務ができるのは、やっぱり申しわけないですけども国でも県でもなく我々基礎自治体の職員だと。だから何とか新潟市お願いしますと言われて、じゃ、あなたのところには何人とやっている、もうこれは全く切りがない話になってくるので、それは福島県を通してやることになっていきますというルールが総務省と全国市長会、町村会で決められているようなんですけども、実態としては、福島県に上げて現に職員が全然足りないと言っているわけですから、どこかでパイプが詰まっているんですね。そういうあたりをやっぱり基礎自治体同士でもっとカウンターパートを組む。そのとき、じゃ、新潟市は双葉郡を中心にやるとか、そういうことをやっぱり力のある政令指定都市、あるいは中核市あたりがやらないと、すべて後手後手になるなというのが、これは先週来ていただいた町長さんもまだそんなことを言っている、これは本当にちょっと見過ごせないなと。やっぱりどうすればより困っているところに迅速に人的支援が出せるのか。そのあたり、ぜひ政令指定都市としても、全国市長会と一緒にあって、より実効が上がるやり方を考えていただきたいなと思っています。

神戸市長 この件について少し申し上げておきますけれども、全国市長会会長の森市長からも私のほうに電話がありました。やはり1日を争って現地の状況に対して対処しなければいけないという状況の中で、ニーズを聞いた上でどうのこうのというような話で本当に済むのかなというような思いもしましたので、一応皆さんにお願いしましたけれども、

実際の活動はそれぞれに現地の状況に合わせて活動をしていただいたという結果が、この各市の取り組みの状況として出ておるわけでございます。そういう状況はこれからも続いていくという認識のもとに、きょうは途中段階の支援の状況について取りまとめをした資料を一応皆さんに見ていただくということでして、今後の扱い方としては、やはりこれからは少し時期に合わせて、例えば復旧から復興に変わっていくような団体もございませう。そういうときに一体どういう状況で支援をしていくのか。かなり長期派遣になっていくと思います。そういう状態等々をよく被災地の自治体と協議をしながら、そしてその要請にこたえて進んでいくということが重要ではないかというふうに考えます。

それと同時に、平松市長からご提案がありました対口支援の考え方につきましては、これは非常に詳細に分析していただいておりますので、今後の我々のとるべき対応として、大規模災害に対してどうするかというときの大きな指標になると思います。そういう観点からこれについてはご議論いただいたらというふうに思いますので、申し上げる次第でございます。

千葉市長 千葉市も被災地だったわけですがけれども、ただ、東北に比べれば我々もまだまだ支援ができるということで、我々も職員の派遣も含めて被災地の支援をさせていただいたわけです。そういう意味では私も篠田市長と同じように指定都市市長会議が延期されたことはやはり残念で、迅速に行ったほうがよかったと思いますけれども、ただ、実際問題、この大災害時の指定都市の支援のあり方について何の議論もしなかったというのがありますので、そういう意味ではいたし方なかったところもあるのかと思っています。

全国市長会についたがために、ただ、本当にやりづらかったところがありまして、大阪市さんのように大きなところは、多分自分で現地の支援本部をつくってできると思いますが、千葉市の場合は、それほど大きな政令市ではないということと、被災をされていて人員がとられていたということもあって、やはりどうしても全国市長会からの依頼に基づいて人を出しました。そうすると、あるときは保健師は大槌町に派遣になる、あるときは全く違う市町村に行く、全部個々ばらばらに飛び散ることになります。そうすると現地のニーズが、本当は対策本部のようなものをつくっていれば別のところのニーズがわかって、では、この人も送ろうということになりますが、我々はそのままでできなかったというのがあります。ぜひこれを機に、大災害があったときに、全国にこれだけの政令市があれば大体どこかで災害が起きれば指定都市があるわけですから、指定都市市長会事務局が現地に

事務局を移して、現地のニーズを取りまとめて指定都市に出すということをする。特に最初の時期は全国市長会もさばき切れませんから、複数のラインが走っても私はいいと思います。その途中段階からは全国市長会の下につけばいいと私は思いますが、少なくとも最初は指定都市として独自に動いてもいいと思います。

私、今回はっきりと感じたのは、我々指定都市市長会というものが、本当の意味で地方8団体を目指す気があるのかどうか問われているということです。少なくとも我々が独自に動くという気概と実行力を持たなければ、全国市長会の下につくということは地方6団体でいいではないかということになります。緊急時に独自に動かなくていい、もしくは動くとはよくない団体は、当然全国的な団体として認められるわけがないと思っていますので、もし地方8団体として今後目指すということであるならば、大災害が起きたときは、少なくともしばらくの間は指定都市市長会として独自に支援活動を行って、全国に指定都市の意味合いというのを伝えていくんだというようなことが私は必要ではないかと思えます。

もちろん神戸市や大阪市のように災害の経験があったり、もしくは大きな支援ができるところは独自に動くのも、それはそれでいいと思いますが、少なくとも指定都市としての支援体制のあり方、事務局や現地本部の設置の仕方とか、会議の招集方法とか、緊急時は電話会議等もできますので、そういったところで意思決定するとか、いろんなことができると思うので、ぜひこの機会に、次はまたいつ何時、大災害があるかわかりませんので、そのときには今度こそ、指定都市市長会が全国知事会と並ぶ、もしくは全国知事会以上に小回りがきいて実効性がある団体だと全国に認められるような、そういう即応体制をご議論いただけないかと思っています。

札幌市長 20大都市の災害時における連携協定がございますね。これで3月の段階では千葉市が担当都市でありましたけれども、被災地であるということで、今年度、その当時からいけば次年度、札幌市が千葉市のかわりにといいますか、連携の連絡調整をさせていただきました。本当に会議をやっている状況ではなくて、リクエストを受けてどう願うかというふうな事務手続を先行させていただいたところでございます。それなりに存在感といいますか、政令市の連携の中でそれぞれの能力に応じた支援ができたのではないかなと思います。

ただ、途中から市長会にかわりましたので、やはり変わった当初は、現地からリクエスト

ト等を受けてもなかなか届かないということがございまして、かなり難渋したということもあります。その意味で今の連携協定、これをさらに組織を強化していくということがぜひとも必要だというふうに考えますので、延長線にお考えいただいて、緊急時、そして復旧、復興、そういう段階に応じた対口支援ということも含めて何かいい策を、制度をつくっていくことが大切かなというふうに思いますので、ぜひご検討いただきたいと思ます。

川崎市長 この資料は大変すばらしい資料で、大変参考になると思うんですね。対口支援というの迅速に行うために非常に有効なやり方であると思いますが、この中でやっぱり今回の震災の特徴は役場機能。つまり被災地の情報結節点である役場機能が失われたことが大きな特徴なんですね。だから、その部分を補完していかなかったことが、今回の支援の遅れ、復興の遅れにつながっていると思います。

これを見ていただいて、対口支援でも相手の市町村と対口という形になって、被災地で役場機能を失ったところに例えばいろいろな職種の人たちが入って、そこで役場機能そのものを補完するんじゃなくて、何が必要かの情報をきちんと整理する先発隊を送り、情報整理をして、自分たちが直接支援するというよりも、どういう支援が具体的にどこの地域で必要かということ、例えば東京なら東京本部で迅速に情報を流す。そこを指定都市市長会で調整するなり、全国市長会で調整するなりしてやる必要があったんじゃないかなと思うんです。

この資料を見て、5、6のところを見ると「概ね6カ月後、国は、復旧・復興に係る人的支援要望を、被災市町村に照会」と書いてある。「国は、被災市町村、対口支援市町村と調整し、照会」云々。だから、この期に及んでいまだに、役場機能を失った部分がたくさんある市町村が情報結節点で機能しているという前提でいこうとしているわけですね。この辺の問題が一番大きかったんじゃないのかなと、そういう具合に思います。

ですから、被災情報というのはテレビを見ていれば画面でわかるんですけども、避難したところとか、あるいは避難しないで一戸建てのところに残って救援物資が届かなかったところとか、そういうものについてマスコミが報道して初めてわかるという状態です。現地に行って役場の情報機能を補完しておけばそういうのはすぐわかったはずなんで、支援物資も効果的に直接届けることができたろうと思います。ですから、その辺の対口支援もそうだし、あるいは被災地全体に対しても、情報を早く正確に把握し、伝える機能を

補完すべきだったと、私はそう思います。

京都市長 各都市で防災訓練をやりますよね。災害支援訓練みたいなのを各都市でやっておくと同時に連携もすると。今回も地震の起こった11日に全局長、部長に、我々は阪神・淡路大震災のときの支援の経験がありますので、どういう役に立てるのかということのを全職員で検討して提案型でやって、しかし、結局国からも政令指定都市からも連絡はなかったもので、仙台市長の携帯電話に直接電話を入れて受け入れていただけるということで、テントを持って、寝袋を持って、10日間の食糧を持って出発した。完全自己完結型という形で行って、現地で対策本部をつくって独自に、市役所の職員の10人に1人ぐらいは被災地に入ったかなと思うんですけども。

それで、一番先に消防とか物資は行きますね。でも、現地を見て私は直ちに、避難所の運営なんかを訓練する人、あるいは阪神・淡路大震災のときには、どんどんボランティアが歩いて行った。勝手に行った。仕組みができたから、かえってボランティアが動きにくくなったという面があるんですね。もっと言ったら、ボランティアを受け入れる体制がなかったと。ボランティアを受け入れる体制をどう支援するのか、コミュニティーの支援ですね。そういうふうなこととか、あるいはごみですね。ごみもいっぱいになる。そうすると、各自治体が持っている清掃がどれだけ行けるかとか、そういうことについてまだまだ緊急時の部分で、そういうことについてもう一度、きょうは仙台市長も千葉市長もおられますし、神戸市長もおられるし、今回の支援のことについてのよかった点と、まだまだ学校の教職員が全部避難所の運営をやっていると、子供の面倒は見なくてはならないし、親のフォローもしなくてははいけないうえに、避難所の管理人もやっていると。しかし、避難所の運営にボランティアはなかなか難しくても、自治体の職員はいくらでも行ける。そういうことも含めて、訓練をするのと体制をつくるのと、これを提案したいなと思います。

名古屋市長 名古屋の参考例ですけども、ここに行政機能の丸ごと支援と書いてありますが、どうだったかといいますと、被災してすぐですけども、職員から、担当分は担当分で全力でやりましょう。しかし、大都市名古屋は 政令指定都市と言いかえてもいいと思いますけれども、当然のことながら皆さんいろんな、先ほど新潟さんが言われたような話ですけども、行政をフルセットで持っているからセットで丸ごと応援に行きましようという話がありました。どこへ行くべきだと言ったら、みんなで探してくるというこ

とで、私は、宮城県知事にもいろんなことで電話しとったら、ぜひ岩手を助けてやってくださいよと言われました。岩手県知事達増さんにはありがとうございますということで、職員が自分で行って、陸前高田市が一番職員を失っているし、ここで頑張りましょうと陸前高田の市長とも話をして、ぜひお願いしますということになって、丸ごと、大体1年の予定ですけれども、今も32人ですか、いろんな業務に携わっているということなのです。1つのご参考で、地域主権の先進事例ということでいいんじゃないかと私は思います。割り当て分もあるし、いろいろ重畳的にこういう支援はやればいいのかと思います。

広島市長 感想というか、恐縮なんですけれども、大阪の市長が出していただいて、それから篠田市長とか熊谷市長のお話を聞いたら、この効果的な支援体制をもっと充実強化できるんじゃないかなと思いました。何でかというと、この支援対策はやっぱり国を中心に書かれているんですね。一番初めなんか端的に法令によって連絡調整要員を現地に入れるとあるんですけれども、その現地の行政機能が破壊されているときに、新潟の市長なんか、例えばよく知っている基礎自治体のしっかりした人が行って把握してあげようというのに、どうも国が連絡調整要員を出せというふうに読めるんですね。ここでの議論は、政令指定都市の中で、国がまだよく動かんときでも自分らが調整してどんと行って状況を把握するなりやろうじゃないかという議論が出たとしたら、これはもちろん修正して、政令指定都市で国と並行的にやるというようなものに仕上げたほうがいいんじゃないかというご意見じゃないかと思いますし、3なんか、「場合によっては、調整・補完機能を実施」じゃなくて、「場合」じゃなくても常にやるとかいうふうな話。それから、県は頼りないという新潟の市長が言われていたのなんかを見ると、4なんかはもろにその逆でして、支援状況を国や被災県に報告しろとあるんですね。政令指定都市がじかに受けないと動けないという話を聞いたときには、やっぱり政令指定都市間で情報を共有するとかしてしっかりやりましょうというものにしていくと、もっといい支援体制を提案できるんじゃないかと思うんです。

いずれにしても、国もやるけれども、指定都市間でしっかりしたネットワークをつくって独自で動きましょうというようなものにしていくと、先ほど来言われている市町村の中で一段抜けて地方分権をしっかりとやっていく政令指定都市だということがアピールできるんじゃないかと思うんですけれども、これをベースにもっと充実するということを考えたらどうかなというのが私の提案です。

大阪市長 ありがとうございます。平松です。これはまず1番の今の法令等というのは、これは結局阪神・淡路大震災なんですよ。D A Tというものができた。ですから、自動的に立ち上がるということがまずあったということが今回対口支援に行ける非常に大きなきっかけになっていますから、別にこの期に及んで国を当てにするのではなく、今ある制度をどう有効に、そして活発に生かすかという形で展開していきたいということと、もう1つは、我々、確かに対口支援でやれることをやり切る決意で行っていますけれども、全部の情報は絶対に集め切れません。なおかつ、細かい支援を自治体で完結できるわけではないんです。

そういう意味で言うと、本当に広域をつなぐ中間支援のN P Oの方たちの動きは、今回ソーシャルネットワークのサービスを通じましてあらゆる形でいろんな方が広がっている。それを例えば政令市の実績の中で、このN P O団体は今回本当にすごい動きをやってくれたみたいなN P Oネットワークをさらにネットワーク化する。そして、何かあったらそのネットワークに助けを求める、あるいはその人たちが現場にいるやろうという人たちに被災状況を伝えてもらうとかいうようなことをオーソライズする。でないと、行政としては集めた物資をツイッターに書いてあるからといっていきなりそこへ送るわけにいかないわけじゃないですか。だから、せっかくこういう支援の動き、阪神・淡路大震災の後にできたボランティアの動き、さらにはそれが今回はソーシャルネットワークを通じて瞬時に広まっていく動き、それをダイナミックに連動させるのもやっぱり住民に一番近い自治体ならでは考えていいことだと思います。国にそんなことを言ったって、それは何やというだけの話ですから、ぜひ皆さんの自治体が持っているらっしゃるそういう情報をどこかに災害支援のあるべき姿みたいな形で住民の皆さんにもお願いしますよと。

ちなみに、先日台風が来るという日の夜に大阪市の社会福祉協議会がボランティアバスを募集しました。そうしたら、もう震災から4カ月以上たっていますけれども、40人乗りのバスがわずか5分で定員いっぱいになった。4日間で1万5000円の費用を出して現地のボランティアに行かれるという方たち、わずか5分で40人の枠がいっぱいになった。要するに何か被災地にしたいと思う方たちの気持ちはいっぱい日本じゅうにあるんだ。それを、基礎自治体ができる部分はここ、それ以外の地域の人たちの動きであるとか、あるいはボランティア団体の動きであるとか、それをぜひこの機会にオーソライズできないかなという思いをずっと持っています。

神戸市長 ちょっと時間の関係もありますのでご提案しますけれども、この件については皆さん随分経験を踏まれておると感じておりますし、また、こうあるべきだというべき論もお持ちだと思います。ですから、もう1度この内容について、全員とは申し上げませんけれども、ある一定の人数で少し検討会議をやらせていただいたらどうかと。その中で今後大規模災害が起こったときにどう対応するかということについて案をつくり上げるということではいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

神戸市長 そのような形で改めてご相談をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、まだ議題が少しございますのでお願いいたしたいと思います。次に、「指定都市を応援する国会議員の会」の開催についてでございます。事務局から説明をいたします。

事務局長 それでは、資料6をごらんください。指定都市を応援する国会議員の会立ち上げでございますが、7月25日現在の申し込み状況は175名になってございます。第1回の勉強会の開催予定でございますけれども、目的にありますように、第30次の地方制度調査会の発足が今予定されてございますので、そのあたりを踏まえまして特別自治市の概要説明等につきまして行うのがよかろうと思っております。開催日はまだ決まっておりますが、次回市長会議の開催日に合わせて実施すればと思っております。

神戸市長 ただいまの説明について何かございますでしょうか。

なければ、こういった勉強会の開催ということで今後進めていくということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

神戸市長 それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

次に、きょうは議題が随分ございまして、議題7でございますが、子ども・子育て新システムにおける幼保一元化の円滑な実施に向けた制度設計に関する指定都市市長会の要請ということで、これは林横浜市長からご提案がございますので、ご説明をお願いいたします。

横浜市長 子ども・子育て新システムにつきましては、昨年8月4日の指定都市市長会議で制度研究と対応策の検討を提案いたしましてご了承いただきました。その後の12月24日の指定都市市長会議で国への要請文についてもご了承いただきまして、本年1月25日、私が与謝野少子化対策担当大臣などに要請行動を行いました。このたび国のワーキングチームなどでの検討内容が中間取りまとめで示されましたが、制度の具体化に向けては依然として指定都市にとって重要な検討課題が多く残されておりますので、国に対して要請を行うことを今回提案させていただきます。

新システムでは、昨年6月に基本制度案要綱が公表されまして、平成23年通常国会での法案提出、25年度の施行を目指すとされております。その後、今回のワーキングチームの中間取りまとめが示されたわけですが、この中間取りまとめでは、基礎自治体が制度の実施主体として位置づけられているとともに、現行制度の円滑な移行に配慮する方向性となりつつあります。また、今年1月に行った指定都市市長会の要請をきっかけに、6月に国と指定都市との実務レベルでの意見交換会が実現したことは、今後に向けて大変意義のあるものと考えます。

一方で、「国、地方及び事業主負担のあり方」や「国の基準と地方の裁量の関係など地域の実情に応じた給付・事業の提供の仕組みのあり方」などの重要な課題は、基本制度ワーキングチームで今後の検討課題とされているものの、制度実施に不可欠な財源について、国は恒久財源の確保を前提としていながら、その内容や地方を含めた負担を明らかにしておりません。また、大都市特例の適用など指定都市の権限についても具体的に触れられておらず、さらに、法案提出が基本制度案要綱で示された平成23年通常国会から遅れているにもかかわらず、施行時期の変更が明示されていません。

したがって、今後、制度の具体化に当たりましては、さらに指定都市と十分な協議を行うとともに、次の4つの視点を盛り込んで検討を行うよう、国に要請することを提案いたします。

資料7にございますが、1つ目としては、安定的な恒久財源を確保するとともに、指定都市の役割に応じた適正な財源配分を行うこと、あわせて準備経費、事務的経費の財源も確保することがございます。2つ目としては、介護保険制度導入時には法案成立から施行までに2年3か月ありましたが、混乱の中で何とか乗り切った経過があり、今回は介護保険よりも多くの利用者が想定されますので、施行までの間に十分かつ適切な準備期間を確

保することでございます。3つ目としては、幼稚園の認可にかかわる道府県の権限も含め、事業主体の指定、認可、指導監督を指定都市の権限とすることでございます。そして4つ目としては、新システム施行までの間の保育所待機児童対策に必要な財源を確保することでございます。

提案は以上でございます。

全国の就学前児童の約2割、待機児童の約3割が集中し、また最大の実施主体でもある指定都市において、制度を円滑かつ確実に移行することは、新システム導入の成否の鍵になると思います。実務レベルでの国との意見交換会は行われましたが、今後、場合によっては私たち首長レベルでも国との協議に臨むことも含めて指定都市の意見を十分に酌み取っていただけるよう要請したいと考えますので、よろしくお願い申し上げます。

神戸市長 ただいまの説明に関しまして何かございますか。

よろしければ、この要請について原案どおり採択するというところでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

神戸市長 ありがとうございます。それでは、そのように決定をさせていただきます。これにつきましては、来月、指定都市を代表していただきまして林横浜市長に国に要望していただくというふうに取り扱いをさせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

次に、事務局からの報告の前に次回の指定都市市長会議の開催日程についてでございます。次回の指定都市市長会議につきましては、役員会で議論をいたしましたけれども、前回の市長会議での提案を踏まえまして、全国市長会の理事会等の日程も考慮して10月下旬に実施したいと考えてございます。今後の日程については事務局を通じて調整をさせていただきたいと思います。

なお、今年度は会長選挙が予定されてございます。次回の市長会議は会長選挙もあわせ実施することになるということで、よろしくお願いを申し上げたいと思います。これについてはよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

神戸市長 それでは続きまして、事務局から報告事項がございます。

事務局長 恐れ入ります。資料8をごらんいただきたいと思います。シンポジウムでございます。今年度も開催を予定してございまして、テーマは「ニッポン再生のカギを握る『地域力』の向上」、サブタイトルは「～震災対応と地域活性化を推進する制度改革とは～」ということで、10月5日の14時から開催したいと思っています。場所はシェーンバツ八砂防でございます。出演予定につきましてはまだ調整中でございますけれども、ごらんの方を予定してございまして、パネルディスカッションを中心に実施したいと思っています。

神戸市長 この件につきまして、ぜひパネラーになりたいという市長がいらっしゃいましたら、またお申し出をいただいたらと思います。よろしくお願い申し上げます。

その次に、きょう指定都市の中で自然エネルギー協議会を発足させようということで午前中に会議をしていただきました。京都市長がこの座長になってお進めいただいたわけですが、これにつきまして門川市長からこの内容についてお願いいたします。

京都市長 東日本大震災を踏まえまして、省エネと自然エネルギーの転換が大事だということで、矢田会長と相談の上で指定都市の協議会の設立を呼びかけさせていただきました。多くのご賛同を得てありがとうございます。そして、会長をやれということで、私が上田市長と高島市長ともどもに会長、副会長で務めさせていただきます。積極的な多くのご意見を賜りました。まとめまして、まずはそれぞれの政令指定都市で既に積極的な取り組みをされていること、あるいはこれからの方向性等について情報を共有したいなど。同時に、国等に対して制度の改革について提言もしていきたいと思っています。できるだけ電話とかメールとかで連携をとりながら効果的にやっていきたいと思っていますので、引き続きよろしくお願い致します。ありがとうございます。

神戸市長 ありがとうございます。これについて何かご意見はございでしょうか。

千葉市長 自然エネルギー協議会に千葉市は入っていませんが、指定都市として自然エネルギーの推進に対して進めていくというのは大変いいことだと思っています。特に我々の場合は都市計画などの権限もあるわけですから、そういった意味でも重要と思っています。

私たち千葉市が入れなかったのは、事務局を一株式会社が行っているということだと思っています。これが指定都市の事務局なりが行うということであれば、我々は喜んで参加をしましたが、残念ながら指定都市という行政のお墨つきを、場合によっては一株式会社に渡してしまうということに結果的になりかねないリスクがあるものですから、千葉市としてはこれは入れないと。私は事務局に一私企業、株式会社が入るのはやっぱりよくないと思っています。そこは改善をしていただいて私は入りたいと思います。

それから、この問題は指定都市という枠組みでやるものではないと思っていますので、既に都道府県が入っているものもありますし、また、中核市等の関係もありますので、ぜひそういう意味では範囲を広げていって、多くの主体もしくは企業が参加して公平、公正に行えるような方向に持っていただきたいと思います。

京都市長 おっしゃることについてはよくわかります。矢田会長と話をして呼びかける段階で、できれば政令指定都市で事務局を置きたいというようなことも考えたことは事実であります。ただ、知事会のほうが先行されましてソフトバンクさんに事務局をとということを決められまして、今後、政令指定都市でやると同時に、中核市あるいは都道府県との連携も大事でございますので、そういうことも含めまして、多くの民間企業やそれぞれNPO等の参画に対する窓口もきちっとあけた上で、ぜひともそういうところもどんどん参加していただきたい。準会員ですけれども、ということ踏まえた上で現時点でソフトバンクに事務局をお願いするという状況で進めました。今後幅広いご意見を賜りながらいいものにしていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

神戸市長 今回の自然エネルギーの活用という点については大きな枠組みの中で皆さんのご意見が一致すると思うのですが、これは実際におっしゃいますように全国的な広がりもこれから必要でありましょうから、多分野の参入が、まず事業体としての参入、そして企業側としての参入というふうなことも視野に入ってくると思いますので、まずは最初の一歩を踏み出すといえますか、そういう形で今回の協議をしていただいたというふうにご理解いただけたらいかがでありましょうか。よろしゅうございますか。

千葉市長 それは皆さんの判断ですからいたし方ないと思います。事務局にソフトバンクが入ると民間企業は入れないと思います。そういう意味では、ソフトバンク側にもいる

いろなご都合はあると思います。ソフトバンクはまだ何の実績もないのに対して、自然エネルギーの問題で既に取り組んでいる企業は全国にたくさんあります。だから、私とすれば、早くそういう企業に呼びかけて入ってもらって共同事務局のような体制に持っていったいただいたほうが最終的にはよいのではないかと思います。

神戸市長 ということでは、進化していくような形態を今後も検討していくということによろしゅうございますか。

京都市長 きょうの議論もそういうことになっていると思います。ただ、ここで政令指定都市として協議会をつくって議論をしなければ、知事会のもとに議論されると、中間行政をされているところが日本の主導権を握っていくようになりかねないということで、やはり今お話がありましたように、基礎自治体であり、かつ政令指定都市がスマートグリッド等を積極的に進めていくためにも、また今日までの実績も含めて今政令指定都市が連携して立ち上がることが大事だと、それを優先させていただきましたので、ご指摘の点も十分踏まえて、より幅の広いものにしていきたいと思っていますので、引き続きよろしくお願ひします。

川崎市長 とにかく今回そういうことで再生可能エネルギーについて促進しようという基本的な考え方があって、事務局を引き受けてとにかくやりましょうということで第一歩を踏み出しているわけですね。だから、事業化するときに特定企業等の利益優先というような形になった場合にはそこから先は協力できないと思うんですね。だから、とにかく前向きにいい方向に進んで、そういった普通許されないような利害関係がない限り協力してやっていくという考え方で参加していますので。

神戸市長 今、阿部市長からこういったご意見がございましたが、全体的なベースになる考え方という点で先ほどお話しいただいたような形がまず最初の一步であって、そこから次に進んでいくという形に進んでいけたらいいのではないかなと思います。ですから、今非常に皆さん関心を持っていらっしゃるようなことをここで拘束するような形ではなくて、もう少し自由な参入形態もあるんだというふうなところでスタートをこれからしていくというふうなご理解でいかがですか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

神戸市長 それでは、そういった方向で今後これについて取り組みを進めていくということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

予定しておりました時間を大変オーバーしてしまいました。本当に活発なご議論をちょうだいしました。そういう点で、こういう意見をベースにして、これからさらにこの諸課題について対応していかなければと思ひております。さっきもございましたが、改めて検討の場をという河村市長のお話もございましたし、また、災害支援の関係について検討会議を別途開催させていただきたいと申し上げましたが、ぜひそういうような形を早く実現させていきたいと思ひております。また、各要請項目については、先ほど申し上げましたように、それぞれの市長でしていただきますと同時に、これが成果が上がりますようにということを念じまして締めくくりの言葉にさせていただきたいと思ひます。

本当にどうもありがとうございました。(拍手)

事務局長 それでは、以上をもちまして本日の市長会議を終了させていただきます。この後、正副会長によりまず記者会見を隣の富士西の間に会場を移して行います。記者の皆様方、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

午後5時41分閉会